

遺族補償給付の引き上げ 介護支援事業も開始

改正労災保険法第一次分の施行

労災保険法等の改正

昨(1994)年12月16日の労災保険審議会の建議「労働者災害補償保険制度の改善について」(95年1・2月号20頁以下に全文)を踏まえて、労災保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号)が今(1995)年3月15日に成立し、同月23日に公布されている(平成7年労働省発基第25号労働事務次官通達)。改正法の内容は以下のとおり。

● 労災保険法関係

① 年金たる保険給付の支払期月の改善

年金たる保険給付の支払期月を、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回(従前2月、5月、8月、11月の年4回)とする(第9条第3項関係)。

② 介護補償給付の創設

障害(補償)年金を受ける権利を有する労働者が、これらの年金の支給事由となる障害であって労働省令で定める程度のものにより、常時または随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間(ただし、身体障害者療養施設その他これに準ずる

施設として労働大臣が定めるものに入所している間または病院若しくは診療所に入院している間を除く)、当該労働者に対し、その請求に基づいて介護補償給付を支給する(第12条の8第1項、第2項及び第4項関係)。

介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額を、常時または随時介護を受ける場合に通常介護に要する費用を考慮して労働大臣が定める(第19条の2関係)。

介護補償給付を受ける権利は、2年を経過したとき、時効により消滅する(第42条関係)。

③ 遺族補償年金の給付内容等の改善

遺族補償年金を受けることができる子、孫または兄弟姉妹の範囲を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(従前18歳未満の者)とする(第16条の2第1項及び第16条の4第1項関係)。

遺族補償年金の額を、遺族補償年金の受給権者及びその者と同一生計の遺族の人数の区分に応じて、次のとおり、引き上げる(別表第1関係)。

| 遺族の人数 | 年金額 |
|-------|-----------------------|
| 2人 | 給付基礎日額の201日分(従前193日分) |

表1 労災保険審議会建議の実施状況

| 建議の項目・内容 | 措置 | 施行期日 | ** |
|------------------------------------|----|--------------|----|
| 1 高齢化の進展等を踏まえて被災労働者とその家族に配慮した施策の充実 | | | |
| (1) 重度被災労働者に対する介護施策の大幅な拡充 | | | |
| ① 介護(補償)給付の新設 | 法律 | ④ 1996年4月1日 | B |
| ② 介護支援施策の拡充 | | | |
| イ 労災ホームヘルプサービス事業の創設 | 予算 | ③ 1995年10月1日 | 委託 |
| ロ 在宅介護対応住宅資金貸付制度及び介護機器レンタル事業の創設 | 予算 | ? 1995年7月1日 | |
| ハ 在宅介護対応住宅資金貸付制度の創設 | 予算 | ③ 1995年10月1日 | 委託 |
| ニ 介護機器レンタル事業の創設 | | | |
| ホ 労災介護施設の計画的整備 | 法律 | ② 1995年8月1日 | BE |
| ヘ 労働福祉事業の規定の整備拡充 | 予算 | ① 1995年4月3日 | D |
| ヘ 長期家族介護者援護金制度の新設 | | | |
| (2) 遺族(補償)年金の改善 | | | |
| ① 給付水準の改善 | 法律 | ② 1995年8月1日 | BE |
| * 遺族特別年金の改善 | 省令 | ② 1995年8月1日 | E |
| ② 子等の年齢要件の緩和 | 法律 | ④ 1996年4月1日 | B |
| 2 労働災害の予防から被災労働者の社会復帰までの総合的支援の充実 | | | |
| (1) メリット制の拡充 | | | |
| ・メリット制の特例の創設 | 法律 | ⑥ 1997年3月31日 | B |
| ・メリット収支率算定方法の改善 | 省令 | ⑦ 1997年4月1日 | |
| (2) 労働者の安全と健康の確保に関する支援の充実 | | | |
| 中小企業安全衛生活動助成制度の創設 | 予算 | ① 1995年4月1日 | 委託 |
| (3) 被災労働者の早期社会復帰の推進 | | | |
| ① アフターケア制度の充実 | | | |
| ・対象疾病への慢性化膿性骨髄炎の追加 | 予算 | ① 1995年4月1日 | C |
| *アフターケア実施医療機関・薬局の制限の緩和 | 予算 | ① 1995年4月1日 | C |
| ② 自動車購入資金貸付制度の改善 | 予算 | ① 1995年4月1日 | |
| 3 企業活動の国際化への対応 | | | |
| (1) 海外派遣特別加入制度の改善 | 法律 | ④ 1996年4月1日 | B |
| (2) 特別加入者の給付基礎日額等の改善 | | | |
| ・特別加入者の給付基礎日額の上限額の引き上げ | 省令 | ① 1995年4月1日 | A |
| ・特別加入保険料の算定基礎額の特例の新設 | 省令 | ① 1995年4月1日 | A |
| 4 労働者の稼働能力等を踏まえた公平性及び均衡の確保 | | | |
| (1) 給付基礎日額の最低保障額の改善 | 省令 | ② 1995年8月1日 | E |
| (2) 年金給付基礎日額等に係る年齢階層別最高限度額の改善 | 省令 | ② 1995年8月1日 | E |
| (3) 労災保険給付等と民事損害賠償との調整のあり方の検討 | | | |
| 5 その他 | | | |
| (1) 労災保険率等の改定 | 省令 | ① 1995年4月1日 | A |
| (2) 労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改定 | 省令 | ① 1995年4月1日 | A |
| (3) 労働保険料の申告・納付期限等の改善 | | | |
| ・保険料の申告・納期限の延長 | 法律 | ⑦ 1997年4月1日 | B |
| ・延納が認められる保険料額の引き下げ | 省令 | | |
| *労働保険事務処理委託届の改正 | 省令 | ① 1995年4月1日 | A |
| (4) 年金支払回数等の改善 | 法律 | ⑤ 1996年10月1日 | B |
| (5) 罰金額の適正化 | 法律 | ② 1995年8月1日 | BE |

* 建議には明示されていない事項。

** A: 平成7年2月20日付け労発第5号・基発第74号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」
 B: 平成7年3月23日付け発基第25号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について」
 C: 平成7年3月31日付け基発第168号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の一部改正について
 D: 平成7年4月3日付け基発第199号「長期家族介護者援護金の支給について」
 E: 平成7年7月31日付け基発第492号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第1次分)等について」

3人 給付基礎日額の223日分(従前212日分)
4人以上 給付基礎日額の245日分(従前230日分)
通勤災害に関する保険給付についても同様の改善を行う(第21条、第22条の7及び第42条関係)。

④ 労働福祉事業の改善

労働福祉事業として、被災労働者の受ける介護の援護を行うことができることとする(第23条第1項関係)。

⑥ 特別加入制度の改善

国内の事業主が、国外において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に従事させるために事業主その他労働者以外の者として派遣する者を、特別加入者の範囲に加える(第27条関係)。

⑥ 罰則の適正化

罰金額について所要の引き上げを行う(第51条及び第53条関係)。

● 労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係

① メリット制の特例の創設

労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する3保険年度中のいずれかの保険年度において労働者の安全または衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであって、特例を受けようとする旨を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度における事業場ごとの災害率による保険料の増減幅を、100分の45(従前100分の40)とする特例を適用する(第12条の2関係)。

② 保険料の申告及び納期限の延長

労働保険料の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を、保険年度の初日(保険関係が新たに成立または消滅した場合は、その成立または消滅した日)から50日以内(従前45日以内)に延長する(第15条第1項及び第19条第1項から第3項まで関係)。

労災審議会の実施状況

改正法の内容は5次に分けて施行されることとされ、第1次分及びこれに伴う労働保険法施行規則及び労働保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令(平成7年労働省令第36号)が8月1日から施行された(平成7年7月31日付け基発第492号労働基準局

長通達。以下「通達1」という。第2次分以降の施行時期は、1996年4月1日、1996年10月1日、1997年3月31日、1997年4月1日)。

労働保険審議会の建議で提起された内容には、法改正によらず省令改正や予算措置で対応できるものも含まれており、労働保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成7年労働省令第5号。平成7年2月20日付け労徴第5号・基発第74号労働大臣官房・労働基準局長連名通達。以下「通達2」という)が4月1日から施行されるなど、すでに実施されている内容も多い。あらためて建議の実施状況について整理してみると、表1(3頁)のようになっている。

今回は、改正労働保険法第1次分を中心にすでに実施された建議の内容を紹介する。

遺族(補償)年金の引き上げ

8月1日施行の改正労働保険法の第1は、遺族(補償)年金の給付額の引き上げである。

「近年、核家族化の進展や少子化傾向の強まりに伴い、遺族(補償)年金の加算の対象となる遺族数は減少しており、同年金の給付額の最高給付日数(給付基礎日額の245日分)の支給対象となる遺族数が5人以上の受給権者は1%に満たない状況にあり、ILO第121号勧告で定める遺族補償に関する基準(最高限度67%)は事実上機能していない状況となっている。また、被災労働者の遺族世帯のうち特に2~4人世帯の収入状況をみると、一般勤労者世帯の水準を大幅に下回る状況にあり、実際、国の標準家族(妻と子2人)に対する遺族補償年金及び遺族年金の水準は、西欧先進国に比べると必ずしも十分とは言えない状況にある。

このため、被災労働者の遺族について、より一層の生活の安定を図っていくとの観点から、遺族(補償)年金の最高給付日数を受給できる遺族数を5人以上から4人以上にするとともに、これに併せて、遺族数が2人の場合と3人の場合の給付額についても、現行の給付額の比率を基に引き上げることとした(通達1)。

具体的には、表2の「1995年改正」欄記載のとおりとなる。なお、8月1日施行の改正労働保険特別支

表2 労働保険の遺族補償給付の改正状況

| 給付内容 | 1947年制定時 | 1965年改正 | 1970年改正 | 1974年改正 | 1980年改正 | 1995年改正 |
|------|---|--|---|---|--|---|
| | 平均賃金の1000日分 | 1人 給付基礎年額の30% 2人 # 35% 3人 # 40% 4人 # 45% 5人以上 # 50% | 1人 給付基礎年額の30% 50歳以上55歳未満の妻 35% 55歳以上又は一定障害の妻 40% 40% 2人 # 45% 3人 # 50% 4人 # 55% 5人以上 # 60% | 1人 給付基礎年額の30% 50歳以上55歳未満の妻 35% 55歳以上又は一定障害の妻 40% 45% 2人 # 45% 3人 # 50% 4人 # 55% 5人以上 # 60% | 1人 給付基礎年額の35% 50歳以上55歳未満の妻 40% 55歳以上又は一定障害の妻 45% 2人 # 50% 3人 # 55% 4人 # 62% 5人以上 # 67% | 1人 給付基礎日額の153日分(42%) 55歳以上又は一定障害の妻 175日分(48%) 2人193日分(53%) 3人212日分(58%) 4人230日分(63%) 5人以上 # 245日分(67%) |
| 一時金 | 給付基礎日額の400日分 | 給付基礎日額の1000日分 | 給付基礎日額の1000日分 | 給付基礎日額の1000日分 | 給付基礎日額の1000日分 | 給付基礎日額の1000日分 |
| 給付水準 | 死亡の場合の100%労働能力喪失に対し、障害の最も重い1級の場合をILO第22号勧告を考慮して150%の喪失とし、1340日分(障害補償第1級)×100/150=893日分を算出。その上で、諸外国の立法例において完全労働能力喪失と死亡を同様に扱うこと等を考慮して1000日分に修正。 | ○年金 ILO第102号条約において、標準家族(妻と子2人)については40%の給付率とされていることを考慮し、遺族3人の場合を40%とする。遺族1人の場合を上下に10%ずつの幅を設け、遺族1人の場合を30%、遺族5人の場合には最高の50%とする。最高を50%とすることについては、完全労働能力喪失の場合を50%とすることとの均衡を考慮。 ○一時金 遺族補償年金を受ける遺族の平均家族数に対応する給付日数の3年分を原価に計算した額。 | ○年金 ILO第121号条約において、標準家族(妻と子2人)については50%の給付率とされていることを考慮。最高を60%にすることについては、完全労働能力喪失の場合を60%とすることとの均衡を考慮。 ○一時金 労働基準法等の他の法律においては同様の遺族に対して平均賃金の1000日分の一時金を支給することとされていることとの均衡を考慮。 | ○年金 ILO第121号勧告において、完全労働能力喪失の場合の給付率は67%とされていることを考慮して、遺族5人以上の場合の給付率を引上げ、それ以外の遺族数の場合についても同じ割合で引き上げた。 | ○年金 遺族数が少ない場合を重点に引き上げた。具体的には、遺族数5人以上の場合には現行どおり67%とし、それ以外の場合の給付率はこれを基準として、被災労働者の遺族の家庭の消費支出の実態に鑑み死亡労働者本人も含めた世帯の消費支出水準とこれを除いた世帯人数の消費支出水準との比較により給付率の格差を算定する方法により算定。 (例) 遺族1人の場合の給付率=(1人家族の消費支出額/2人家族の消費支出額)×67%=42% | ○年金 最高限度額(給付率67%=ILO第121号勧告水準)に該当する遺族数を5人以上から4人以上に引き上げ、これに併せて遺族数2人、3人についても現行の給付率の比率を基に引き上げた。 |
| 備考 | ○受給資格者(労働基準法の災害補償と同じ) | ○受給資格者(現行と同じ) | ○受給資格者(現行と同じ) | ○受給資格者(現行と同じ) | ○受給資格者(現行と同じ) | ○受給資格者(現行と同じ) |

給金支給規則によって、ボーナス等の特別給与の額を基礎に支給額の算定を行う遺族特別年金についても同様に引き上げられている(「給付基礎日額」を「算定基礎日額」に置き換えればよい)。

労働福祉事業の拡大

8月1日施行の改正労働保険法の第2は、労働福祉

事業の規定の整備拡充。

労働保険法第23条は、本来の目的である保険給付以外に、「この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため労働福祉事業」として、①社会復帰促進事業、②被災労働者等援護事業、③安全衛生確保事業、④労働条件確保事業を行うことができるとしている。

今回の改正は、「労働福祉事業として被災労働者の受ける介護の援護を実施できる旨法律上明記」したものである。

「重度被災労働者に対する介護施策の充実を図るとともに、介護に当たる者の負担の軽減を図ることがより重要な課題となっている(通達1)からと説明されるが、労働省としては、とくに労働特別介護施設(ケアプラザ)の設置・運営の法的根拠を明確にさせておきたいということのようである。

なお、労働福祉事業は「基本的には保険給付に対する付帯事業としての性格」のものであり、労働保

保険法施行規則第43条で「労働福祉事業に要する費用に充てるべき額の限度」が定められている。建議ではこの引き上げも提起しており、4月1日施行の改正労災保険法施行規則によって、保険料収入等に対する割合の115分の15から118分の18に引き上げられている。

建議の内容のうち予算措置によって実施される事業は全て労働福祉事業である。拡大し続ける労働福祉事業であるが、外郭団体への委託等によってその全体像が不鮮明になっていることや、再三指摘しているとおり、権利性や行政手続法の適用等の問題等から今後のあり方について検討が必要であろう。

罰金額の引き上げ

8月1日施行の改正労災保険法の第3は、罰金額の引き上げ。

「罰金額を近年の社会経済情勢に適合したものとするため、『罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律(平成3年法律第31号)』が平成3年5月より施行されており、他の法律においても適宜罰金額の引き上げが行われている。また、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律においても平成4年3月に罰金額が引き上げられている(事業主等に対する罰金額は30万円、事業主等以外に対する罰金額は20万円)ことから、労災保険法においても、社会経済情勢の変化等を踏まえて、罰金額を引き上げることとした(通達1)。

具体的には、「事業主、労働保険事務組合または一人親方等若しくは特定作業従事者に係る特別加入者の団体(以下『事業主等』という)に対する罰金額の上限を現行の『5万円以下』から『30万円以下』に引き上げるとともに、事業主等以外に対する罰金額の上限を現行の『3万円以下』から『20万円以下』に引き上げる(同前)。

8月1日施行の改正労災保険法の第1次分は以上の3点であり、他の法改正事項は1996年4月1日以降順次施行されることとなる。

最低保障額の引き上げ等

次は省令改正事項である。まず8月1日施行の改正

省令の第1として、給付基礎日額の最低保障額の改善。

「給付基礎日額の最低保障額は、被災時における給付基礎日額が極端に低い場合にこれを是正し、社会的公正を期するために設けられているものであり、この制度の趣旨にかんがみると、給付基礎日額の最低保障額については、賃金変動の状況に応じ、できる限り速やかに改定していくことが望ましいものと考えられる。

このため、給付基礎日額の最低保障額を上げるとともに、今後、毎月勤労統計における労働者の平均給与額が変動した場合には、当該変動した比率に応じて改定することとした(通達1)。

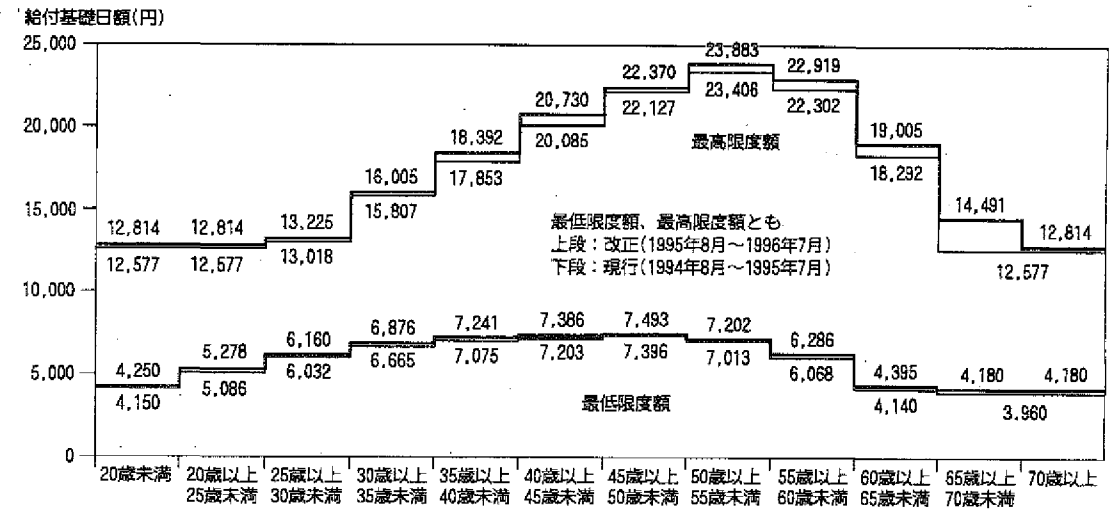
具体的には、8月1日から給付基礎日額の最低保障額が3,960円から4,180円に引き上げられるとともに(ただし、給付基礎日額がスライドされる場合において、平均賃金相当額にスライド率を乗じて得た額が4,180円を超える場合を除く)、今後は、毎年変更方式が導入されることとなった。すなわち、各年度において毎月勤労統計の当該年度における労働者の平均給与額が、当該年度の前年度の平均給与額と比較して変動した場合には、当該変動した比率に応じて、当該年度の翌年度の8月1日から給付基礎日額の最低保障額を改定し、同年度の7月31日までに改定された額を告示することとされる。

年齢別最低・最高限度額の改善

8月1日施行の改正省令の第2は、長期療養者(1年6か月経過後)の休業(補償)給付基礎日額及び年金給付基礎日額に係る年齢階層別最低・最高限度額の改善。

「年齢階層別最低・最高限度額は、被災労働者の稼働能力の適正な評価及びこれに基づいた補償の実施という労災保険制度の趣旨に照らして設けられているものであり、具体的には、65歳未満の年齢階層については、各年齢階層ごとに常用労働者を賃金の低い者から高い者へと並べて、賃金の低い方から5%目の労働者が受けている賃金額と賃金額が高い方から5%目の労働者が受けている賃金額を求めた上で、最低保障額及びILO第121号条約の規定を考慮して年齢階層別最低・最高限度額を算定し、ま

図1 年金給付基礎日額及び休業給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額



た、65歳以上の年齢階層については、就労している者の割合が著しく低下していることもあり、これらの者の就労の実態を考慮してより適正に稼働能力を給付に反映させるため、常用労働者に常用労働者以外の者の全数を算入して、年齢階層別最低・最高限度額を算定してきたところである。

ところで、最近の高齢者の就業状況を見ると、人口の高齢化に伴って65歳以上の年齢階層の労働力人口は急激に増加してきているとともに、65歳以上の年齢階層の労働力率を65歳以上70歳未満の年齢階層と70歳以上の年齢階層に区分すると、前者は40.1%、後者は16.4%(平成6年)と大きく異なっており、65歳から70歳にかけては比較的穏やかな引退過程にあるとみることができる。

このため、このような高齢者の就労実態を適正に給付基礎日額に反映させることとし、現行では65歳以上について一括りとなっている年齢階層を、65歳以上70歳未満の年齢階層と70歳以上の年齢階層に分けることとした。さらに、年齢階層別最低・最高限度額の算定に当たっては、現行では65歳以上の年齢階層について一律に常用労働者以外の者の全数を算入しているが、今後は、これらの年齢階層の就労実態に合わせて段階的に算入することとした(通達1)。具体的には次のとおりである。

① 現行の65歳以上の年齢階層を65歳以上70歳未

満の年齢階層と70歳以上の年齢階層に分ける。

② 年齢階層別最低・最高限度額の算定に当たり、65歳以上70歳未満の年齢階層においては、最も労働力率が高い45歳以上50歳未満の年齢階層と同程度の人口をカバーした上で稼働能力の実態を評価する観点から、常用労働者に常用労働者以外の者の4分の3を算入し、70歳以上の年齢階層においては全数を算入する。

この制度は、導入に当たりまた実施後も、大きな非難と抗議を受けているものであり、とりわけ65歳以上で激減する最高限度額のために給付額が引き下げられる事例が多いため、言わば「激変緩和」によって非難を和らげようとしたものと考えられる。

なお、毎年、前年の賃金構造基本統計調査の結果に基づき、その年の8月から翌年の7月までの間に支給すべき事由が生じた年金給付及び1年6か月経過後の休業(補償)給付の算定基礎として用いる給付基礎日額に適用される年齢階層別最低・最高限度額が告示されることとなっており、1995年8月から1996年7月までの分は図1のとおりである。合わせて、同期間に係る年金給付及び一時金給付のスライド率(表3—次頁)も掲げておく。

特別加入者関係の改正等

表3 年金・一時金のスライド率

| 事故発生日または診断確定日 | スライド率 |
|----------------------|---------|
| 昭22.9.1から昭23.3.31日まで | 19,966% |
| 昭23.4.1から昭24.3.31日まで | 7.261 |
| 昭24.4.1から昭25.3.31日まで | 4.026 |
| 昭25.4.1から昭26.3.31日まで | 3.475 |
| 昭26.4.1から昭27.3.31日まで | 2.841 |
| 昭27.4.1から昭28.3.31日まで | 2.451 |
| 昭28.4.1から昭29.3.31日まで | 2.158 |
| 昭29.4.1から昭30.3.31日まで | 2.037 |
| 昭30.4.1から昭31.3.31日まで | 1.948 |
| 昭31.4.1から昭32.3.31日まで | 1.839 |
| 昭32.4.1から昭33.3.31日まで | 1.774 |
| 昭33.4.1から昭34.3.31日まで | 1.748 |
| 昭34.4.1から昭35.3.31日まで | 1.642 |
| 昭35.4.1から昭36.3.31日まで | 1.545 |
| 昭36.4.1から昭37.3.31日まで | 1.382 |
| 昭37.4.1から昭38.3.31日まで | 1.243 |
| 昭38.4.1から昭39.3.31日まで | 1.121 |
| 昭39.4.1から昭40.3.31日まで | 1.012 |
| 昭40.4.1から昭41.3.31日まで | 926 |
| 昭41.4.1から昭42.3.31日まで | 840 |
| 昭42.4.1から昭43.3.31日まで | 756 |
| 昭43.4.1から昭44.3.31日まで | 670 |
| 昭44.4.1から昭45.3.31日まで | 586 |
| 昭45.4.1から昭46.3.31日まで | 503 |
| 昭46.4.1から昭47.3.31日まで | 441 |
| 昭47.4.1から昭48.3.31日まで | 382 |
| 昭48.4.1から昭49.3.31日まで | 322 |
| 昭49.4.1から昭50.3.31日まで | 259 |
| 昭50.4.1から昭51.3.31日まで | 220 |
| 昭51.4.1から昭52.3.31日まで | 198 |
| 昭52.4.1から昭53.3.31日まで | 181 |
| 昭53.4.1から昭54.3.31日まで | 171 |
| 昭54.4.1から昭55.3.31日まで | 161 |
| 昭55.4.1から昭56.3.31日まで | 153 |
| 昭56.4.1から昭57.3.31日まで | 146 |
| 昭57.4.1から昭58.3.31日まで | 139 |
| 昭58.4.1から昭59.3.31日まで | 135 |
| 昭59.4.1から昭60.3.31日まで | 131 |
| 昭60.4.1から昭61.3.31日まで | 127 |
| 昭61.4.1から昭62.3.31日まで | 124 |
| 昭62.4.1から昭63.3.31日まで | 121 |
| 昭63.4.1から平元.3.31日まで | 117 |
| 平元.4.1から平 2.3.31日まで | 113 |
| 平 2.4.1から平 3.3.31日まで | 110 |
| 平 3.4.1から平 4.3.31日まで | 106 |
| 平 4.4.1から平 5.3.31日まで | 104 |
| 平 5.4.1から平 6.3.31日まで | 102 |

省令改正については、8月1日施行のものに先立って4月1日施行の改正も行われていることは冒頭述べたとおりである。これは、3年に一度定期的に見直されている労災保険率等の改定(95年6月号43頁参照)を中心としたものであるが、その他に、既述の労働福祉事業に要する費用の限度額の引き上げのほか以下のような改正も行われている。

① 特別加入者の給付基礎日額の一部改正

「特別加入者の給付基礎日額については、従来、3,500円から16,000円までの間で示された金額の中から決定することとされていたが、昨年12月16日付けの労災保険審議会の建議を受けて、給付基礎日額の上限額を引き上げることとし、新たに18,000円及び20,000円の給付基礎日額を加えることとした。

また、この改正に伴い、給付基礎日額が18,000円及び20,000円の場合に対応する保険料算定基礎額6,570,000円及び7,300,000円を加えることとした」(通達2)。

参考までに、特別加入者の給付基礎日額の現状は表4のようになっている。

② 特別加入保険料の算定基礎額の特例

「現行の特別加入者に対する保険料算定基礎額は、原則として、年度単位の定額制をとっているが、年度途中で加入・脱退があった場合は、加入月数に応じた保険料算定基礎額により特別加入保険料を算定するようにとの要望がなされており特別加入保険料の算定基礎額を特別加入者の加入期間(加入月数)に応じた額とする改正を行うこととした」(通達2)。

③ 労働保険事務処理委託等届等の改正

「労働保険事務処理委託等届は、労働保険事務組合への労働保険事務の委託内容を変更する場合等に提出することとされているが、労働保険事務は通常それぞれ相連関して行われるもので、一部委託では事務処理上届出漏れや算入漏れ等が考えられることから、委託内容を労働保険事務の一切とすることとしているところであり、委託内容の変更による提出を廃止することとした」(通達2)。

これまでに実

表4 給付基礎日額別特別加入者の割合

| | 中 専業主 | 小 一人親方 | 特定作業 従事者 | 海 外 派遣者 |
|---------|----------|-----------|-------------|---------------|
| 3,000円 | 18.8 | 12.1 | 16.6 | 0.8 |
| 3,500円 | 5.3 | 3.1 | 3.1 | 0.0 |
| 4,000円 | 13.4 | 17.2 | 12.6 | 0.3 |
| 5,000円 | 25.5 | 30.3 | 34.9 | 3.4 |
| 6,000円 | 5.4 | 7.4 | 6.6 | 1.7 |
| 7,000円 | 2.7 | 4.1 | 3.7 | 3.1 |
| 8,000円 | 4.3 | 4.0 | 4.2 | 5.7 |
| 9,000円 | 0.4 | 0.4 | 1.2 | 6.9 |
| 10,000円 | 15.5 | 15.0 | 12.9 | 16.2 |
| 12,000円 | 2.0 | 2.0 | 1.8 | 15.5 |
| 14,000円 | 1.1 | 1.2 | 1.2 | 11.3 |
| 16,000円 | 5.6 | 3.2 | 1.2 | 35.1 |

(資料出所)労働省労働基準局補償課調べ(平成4年7月)
(注)平成5年4月から3,000円は削除されている。

施された法令改正事項の内容は以上のとおり。以下は、法令改正によらず、予算措置で実施された事項である。

アフターケア制度の充実

アフターケア制度の充実については、建議では「労働災害等による治癒後の健康管理を図るため、アフターケアの対象となる傷病の範囲を拡大する」とだけ書かれていた。

これに関しては、新たに「慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケア実施要綱」が定められ、「労働福祉事業としてのアフターケア実施要綱」(平成元年3月20日付け第127号労働基準局長通達の別添)の別紙「傷病別アフターケア実施要綱」に加えられた。内容は以下のとおりである。

● 慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケア実施要綱

① 趣旨

骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者については、症状が固定した後においても骨髄炎再燃の予防その他の医学的措置を必要とすることがあることにかんがみ、アフターケアを行うものとする。

② 対象者

アフターケアは、業務災害又は通勤災害による骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した者を対象とし、原則として、労災保険法による障害(補償)給付を受けている者または受けたと見込まれる者(傷病が治癒した者に限る)のうち医学的にアフターケアの実施が必要であると認められる者に対して行うものとする。

③ アフターケアの範囲

アフターケアの範囲は、次のとおりとする。
イ 診察—原則として、症状固定後3年を限度として1~3か月に1回程度必要に応じて行うことができるが、医学的にさらに継続する必要がある者については、その必要な期間継続して行うことができる。

ロ 保健指導—診察の都度、必要に応じて行う。
ハ 検査—診察の結果、医師が必要と認められた者については、次の検査のうち必要なものを行うことが

できる。
(イ)血液一般・生化学検査—1~3か月に1回程度
(ロ)エックス線検査—3~6か月に1回程度
(ハ)シンチグラフィ、CT、MRI等—特に必要と認められる者に限る。

(ニ)細菌検査—必要に応じて行う。
ニ 薬剤の支給—診察の都度、必要に応じて、次の薬剤を支給することができる。

(イ)抗菌薬(外用剤を含む)
(ロ)鎮痛・消炎剤(外用剤を含む)

これと同時に、これまで、都道府県労働基準局長が適当と認めた医療機関でしか実施できなかったアフターケアを、あらためて委託契約を締結する必要なくすべての労災指定医療機関をアフターケア実施医療機関とし、また、アフターケアの薬剤の支給について労災指定薬局においても認めることとした。従前と比べ、アフターケア制度が格段に利用しやすくなるものと思われる。

以上の改正は、いずれも4月1日から実施されている(平成7年3月31日付け基発第168号労働基準局長通達)。

長期介護者援護金制度の新設

また、労災保険審議会(基本問題懇談会)で検討されながら建議にもりこまなかった長期介護者援護金制度の新設についても、「長期家族介護者援護金支給要綱」が作成され、4月3日から実施されている(4月1日以後死亡した被災労働者の遺族について適用する。平成7年4月3日付け基発第199号労働基準局長通達)。被災者団体などからは、保険給付としての年金制度の創設が求められており、今回の制度は、支給内容・対象範囲とも不十分なものにとどまっている。

● 長期家族介護者援護金支給要綱

① 趣旨

要介護状態にある重度被災労働者を抱える世帯においては、介護に当たる家族は精神的・肉体的な負担が大きく、世帯収入面で労災年金に大きく依存せざるを得ない状況にあり、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合においては、その遺族の生活が著しく不安定になる場合が見られる。

このような重度被災労働者の遺族の不安定な生活が長期間にわたる介護によってもたらされたものと認められる場合には、労災保険制度においても、その遺族に対して一定の援護措置を講じていくことが必要であると考えられる。

このため、長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族に対して、長期家族介護者援護金(以下「援護金」という)を支給することにより、遺族の生活の激変を緩和しようとする。

② 支給対象者

援護金は、原則として、次のいずれの要件をも満たす者に対して支給することとする。ただし、(被災以前に原因がある疾病や殺人、自殺による死亡等)援護金を支給することが適当ではないと考えられる一定の者は除くこととする。

イ 障害等級1級の障害(補償)年金または傷病等級1級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。

(イ)神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要すること(ハ)に該当する場合を除く。

(ロ)胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要すること。

(ハ)せき髄の著しい障害により、常に介護を要すること。

ロ 妻または55歳以上若しくは一定障害の状態にある最先順位の遺族であること(順位等については遺族(補償)年金の受給の場合に準ずること)。

ハ 遺族(補償)給付を受給することができないこと。

ニ 生活困窮者(所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、またはその者を扶養する者が所

図2 労災ホームヘルプサービス事業

| 適用地域(都道府県) | サービス区分 | サービス料 | 自己負担額 | 助成額 |
|--|-----------|--------|--------|--------|
| A 埼玉、千葉、東京、 神奈川、静岡 | 専門的サービス | 6,400円 | 1,920円 | 4,480円 |
| | 一般的介護サービス | 6,000円 | 1,800円 | 4,200円 |
| | 家事援助サービス | 3,700円 | 1,110円 | 2,590円 |
| B 栃木、茨城、長野、 山梨、群馬、新潟、 富山、愛知、三重、 滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良 | 専門的サービス | 5,900円 | 1,770円 | 4,130円 |
| | 一般的介護サービス | 5,500円 | 1,650円 | 3,850円 |
| | 家事援助サービス | 3,400円 | 1,020円 | 2,380円 |
| C 北海道、宮城、 福島、石川、岐阜、 和歌山、鳥取、 岡山、広島、沖縄 | 専門的サービス | 5,600円 | 1,680円 | 3,920円 |
| | 一般的介護サービス | 5,200円 | 1,560円 | 3,640円 |
| | 家事援助サービス | 3,200円 | 960円 | 2,240円 |
| D 秋田、山形、福井、 島根、山口、徳島、 香川、愛媛、福岡、 佐賀、大分 | 専門的サービス | 5,300円 | 1,590円 | 3,710円 |
| | 一般的介護サービス | 4,900円 | 1,470円 | 3,430円 |
| | 家事援助サービス | 3,000円 | 900円 | 2,100円 |
| E 青森、岩手、高知、 長崎、熊本、宮崎、 鹿児島 | 専門的サービス | 5,000円 | 1,500円 | 3,500円 |
| | 一般的介護サービス | 4,700円 | 1,410円 | 3,290円 |
| | 家事援助サービス | 2,900円 | 870円 | 2,030円 |

得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者)であること。

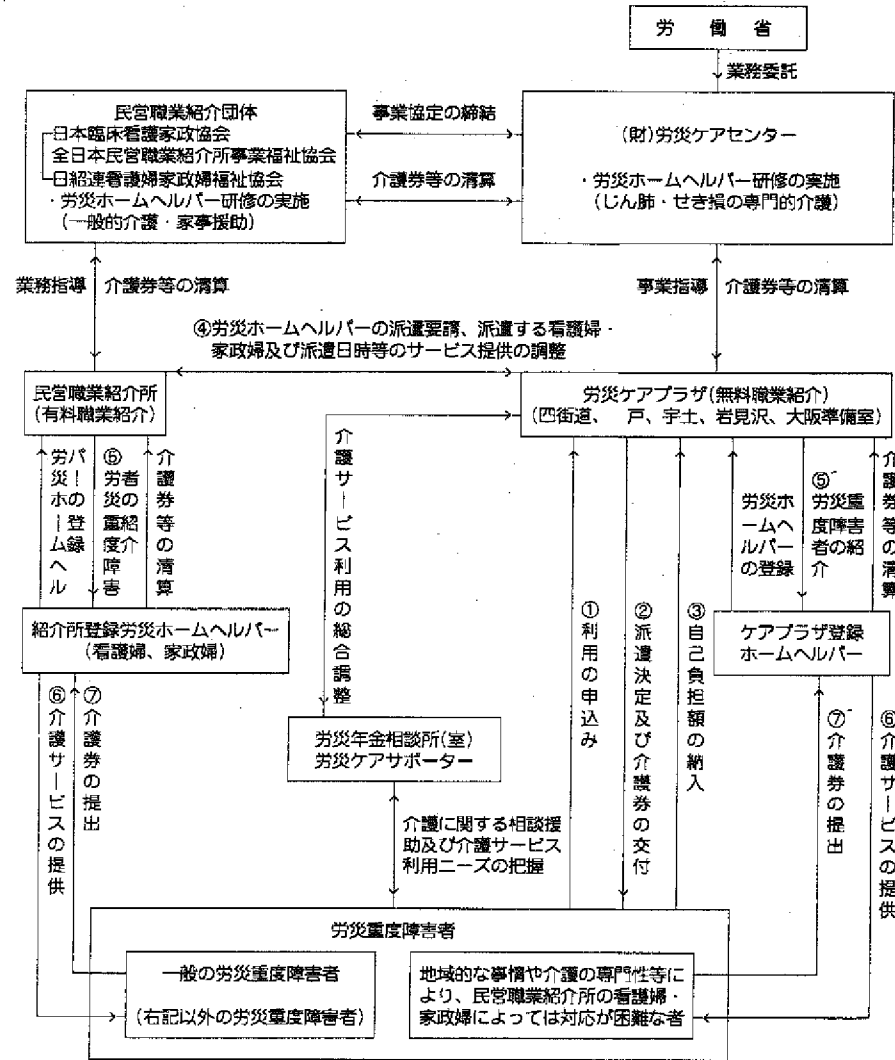
③ 支給額

援護金の額は、100万円(援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上の場合には、100万円をその数で除して得た額)とする。

なお、この制度では「遺族(補償)給付を受給することができないこと」が要件とされているため、遺族(補償)給付と長期家族介護者援護金の各々の請求・申請時期との関係で取り扱い方法を指示していることが特徴であるが、現場ではトラブルが起こるおそれもありそうだ。

すなわち、①援護金の申請以前に遺族(補償)給付の請求手続がなされている場合、援護金の申請時点において障害(補償)給付の支給・不支給決定がすでに行われているときは、その決定を前提として援護金の判断を行う。②援護金の申請時点においてまだ決定が行われていないときは、遺族(補償)給付の支給・不支給決定が行われるのを待って援護金の判断を行う。③遺族(補償)給付の請求手続の方が後

図3 労災ホームヘルプサービス事業フロー図



- (財)労災ケアセンター
東京都千代田区錦町1-7相互半蔵門ビルTEL(03)3221-0160
- ケアプラザ岩見沢
北海道岩見沢市日の出町520-4 TEL(0126)25-9001
- ケアプラザ四街道
千葉県四街道市中央台511 TEL(043)433-0431
- ケアプラザ瀬戸
愛知県瀬戸市山手町294- TEL(0561)85-4431
- ケアプラザ宇土
熊本県宇土市松原町243 TEL(0964)23-2214
- 大阪準備室
大阪府大阪市中央区谷町9-3-7 TEL(06)765-9966

⑤援護金の支給・不支給決定後、遺族(補償)給付の請求がなされた場合においては、援護金の判断からは独立して、遺族(補償)給付の支給・不支給決定の判断を行う。この場合、援護金の支給決定後、遺族(補償)給付の支給決定を行ったときは、援護金の回収等の処理を行い、遺族(補償)給付を受給することができる理由による援護金の不支給決定を行った後、遺族(補償)給付について業務との因果関係がないとの理由により不支給決定を行ったとき

に行われて援護金の支給・不支給決定が行われていないときも②と同様とされる。

④援護金の申請時点において遺族(補償)給付がなされていない場合には、後者を受給できる可能性があると考えられるときは、請求指導を行う。請求指導を行ったにもかかわらず請求が行われないとき、及び、請求指導の必要がないと考えられるときは、仮に遺族(補償)給付の請求が行われれば不支給決定が行われると考えられるか否かにより、援護金の判断を行う。

は、あらためて援護金の不支給決定の判断の妥当性の確認を行った上で不支給決定の取消等の処理を行う。

介護支援施策の拡充

また、介護支援施策の拡充として新たな制度の創設等が行われている。

労災年金受給者が毎年増加する傾向にある中で、そのうち、いわゆる重度被災労働者(傷病(補償)年金及び障害(補償)年金1~3級の受給者)の人数が約32,000人にのぼっている。重度被災労働者の約80%は介護を要する者でありその大半が在宅で配偶者等家族の介護を受けている状況にある。

重度被災労働者の家族による介護は、その介護が一般的に長期にわたることや、じん肺・せき損等の特に重篤である者が多いことにより極めて重労働であることから、肉体的・精神的にも大きな負担となっており、また、重度被災労働者

及びその介護人の高齢化等の進展により、家族の介護負担はますます重くなりつつある。

一方で、近年における核家族化・女性の社会進出の進展と相まって、家族による介護そのものが期待しえない状況も見られるようになってきていることから、他人による介護サービスを必要とする重度被災労働者が増加してきている現状にある。

そこで、このような状況を踏まえ、重度被災労働者に対する体系的な介護施策を推進することにより(95年1・2月号15頁の図参照)、重度被災労働者及びその家族に対する福祉の充実を図るといったもの。

図4 介護機器レンタル事業

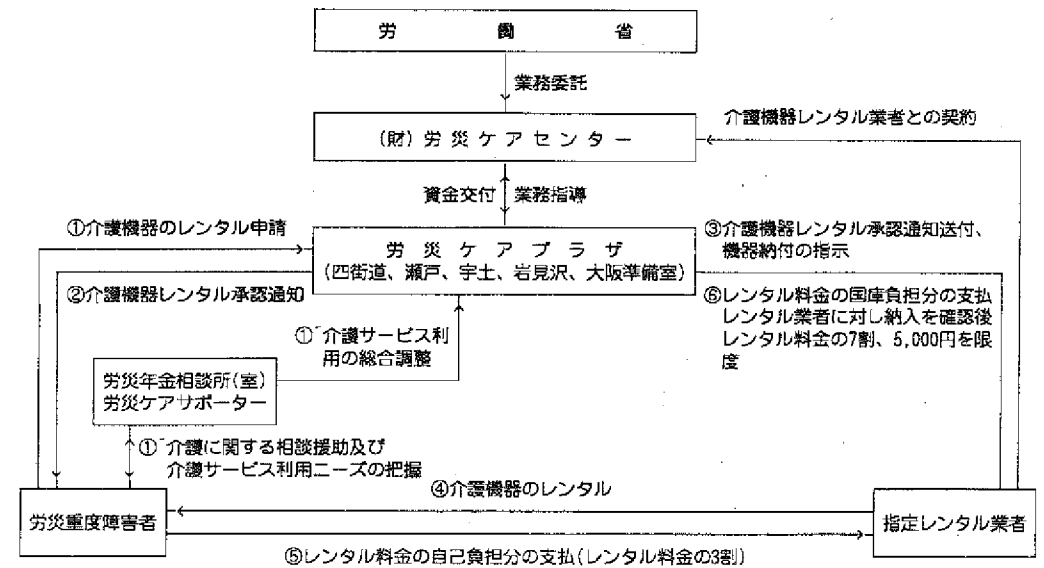
| 機能別分類 | レンタル料月額(円) | 消費税 | 搬入・搬出料金(円) | 備考 |
|-------------------|------------|-----|------------|---------|
| (1) 電動機能ベッド | | | | ベッドサイド |
| ① 自立ベッド | 25,000 | | 20,000 | ドレーン |
| ② 寝返りベッド | 25,000 | | 20,000 | マットレス含む |
| (2) 電動ベッド | | 非課税 | | |
| ① 3機能3モーターベッド | 18,000 | | 16,000 | |
| ② 2機能2モーターベッド | 15,000 | | 15,000 | |
| ③ 1機能1モーターベッド | 10,000 | | | |
| ④ 2ハンドルギャッシベッド | 8,000 | | 16,000 | |
| ベテッド | | | | |
| (1) 床ずれ予防エアマット | 6,000 | 課税 | 5,000 | エアマット含む |
| (2) 介助バー | 2,500 | | | |
| (3) オーバーベッドテーブル | 3,000 | | | |
| 車いす | | | | |
| (1) 電動車いす | | 非課税 | | |
| ① 電動4輪車いす | 23,000 | | 16,000 | |
| ② 電動4輪リクライニング車いす | 34,000 | | 20,000 | |
| ③ 電動3輪車いす | 18,000 | | 16,000 | |
| (2) 手動車いす | | | | |
| ① 標準型車いす | 4,500 | | | |
| ② 標準型軽量車いす | 7,000 | | 5,000 | |
| ③ 介助型軽量車いす | 7,000 | | | |
| ④ 介助型リクライニング車いす | 13,000 | | | |
| 車いす補助具 | | | | |
| (1) エアクッション | 2,500 | 課税 | 3,000 | |
| (2) フローテーションパット | 1,800 | | | |
| 歩行補助具 | | | | |
| (1) 歩行器 | 3,000 | 非課税 | 5,000 | |
| (2) 四輪屋外用 | 4,000 | | | |
| リフト | | | | |
| (1) 床歩行リフト | 18,000 | 課税 | 15,000 | |
| (2) 固定式リフト | 27,000 | | 30,000 | |
| (3) 固定式リフト(天井走行式) | 52,000 | | 28,000 | |
| (4) 段差解消器 | 27,000 | | 30,000 | |
| 入浴用補助具 | | | | |
| (1) 入浴用リフター | 20,000 | 課税 | 15,000 | |
| (2) 入浴用昇降機 | 10,000 | | | |
| (3) シャワーキャリー | 6,000 | | 5,000 | |
| (4) 入浴用担架 | 13,000 | | | |
| 排便補助具 | | | | |
| 家具調トイレ | 4,000 | 課税 | 5,000 | |

新たな制度としては、10月から、(財)労災ケアセンターへ委託するかたちで、労災ホームヘルプサービス事業及び在宅介護機器レンタル事業が開始されている。なお、在宅介護対応住宅資金貸付制度もすでに新設されていることになっているようだが詳しい情報についてはまだ入手できていない。

○対象者

新しい2つの事業を利用できる対象は、いずれも、傷病(補償)年金または障害(補償)年金受給者のうち等級が第1級から第3級で、居宅において日常的な介護が必要な者である。

図5 介護機器レンタル事業フロー図



● 労災ホームヘルプサービス事業

① 介護サービスの種類及び内容

イ 介護サービスA

せき損またはじん肺の方に対して行う高度な専門的介護サービス(褥瘡発生初期の処置等医療行為に係る介護サービスについては、看護資格を有する労災ホームヘルパーを派遣)

ロ 介護サービスB

障害の状態に応じた一般的介護サービス

ハ 家事援助サービス

家事一般に関する介護サービス

② サービスの利用回数

サービスを利用できる回数は、1週間について、介護サービスA若しくは介護サービスBの一方または両方で2回、家事援助サービスを1回の合計3回以内。(例・イ、ロ、ハのサービスをそれぞれ1回ずつの計3回、または、イのサービスを2回、ハのサービスを1回の計3回)

③ 費用負担(図2—10頁参照)

④ 利用時間帯及び利用時間

イ サービスの利用時間帯は、原則として午前9時から午後5時までの間

ロ 利用時間は、1回につき3時間以内

⑤ サービスの利用方法(図3—11頁参照)

● 在宅介護機器レンタル事業

① レンタル対象種目

レンタルの対象となる種目は図4のとおり。その他、介護を行う際に活用されることにより、介護人の負担の軽減に資すると認められる機器についても利用できる。

② 費用負担

当該種目のレンタル価格の7割(35,000円を限度)を国が助成し、利用者は、3割をレンタル業者に直接支払う。なお、この他に介護機器の搬入・搬出費用及び消費税が課税される場合にも利用者の負担となる。

③ レンタル期間

レンタル期間は最長で、1年間。希望により引き続きレンタルを継続することも可能。

④ サービスの利用方法(図5参照)

両制度の詳細な内容、手続等の問い合わせに対しては、(財)労災ケアセンター、ケアプラザ及び労災年金相談所(室)で対応している(11頁参照)。

自動車購入資金貸付制度の拡充

現行の自動車購入資金貸付制度は、通勤手段としての足を確保することにより重度のせき髄損傷者の就業援助を図ることを目的として、1968年に創設され、通勤用自動車の購入資金の貸付を行っている。

しかし、現行の貸付限度額は1980年に90万円に引き上げられて以降見直しが行われていないため、1993年度に貸付を行った被災労働者の平均自動車購入費用は約230万円となっているなど、現在の障害者用自動車の実勢価格と比べるとかなり乖離したものとなっており、また、他の障害者用自動車に関する支援制度である生活福祉資金の身体障害者用自動車購入資金(限度額200万円)や重度障害者特別雇用管理助成金の通勤用自動車購入費用の助成金額(限度額120万円(両上肢障害者用については200万円))との均衡等を考慮すると、現行の90万円の貸付限度額は十分なものとは言えない状況にある。

また、現行の貸付対象者は障害等級第3級以上のせき髄損傷者のみとなっているが、下肢障害者用自動車はかなり一般化してきているほか、1982年に両上肢障害者用自動車が発売されるなど障害者用自動車も障害の状態に応じた自動車の制作・改造が可能となっており、他の障害者用自動車の支援制度においては下肢障害者や上肢障害者も貸付対象に加えられていることから、労災保険制度においても、これらに対応する障害者用自動車についても活用を促していくことが必要である。

そこで、4月から、自動車購入資金貸付制度が次のように拡充されている。

① 貸付限度額の引き上げ

貸付限度額(現行一律90万円)を、両上肢障害者については200万円、その他の障害者については120万円に引き上げる。

② 貸付対象者の拡大

貸付対象者(現行は障害等級第3級以上のせき髄損傷者のみ)を、障害等級第3級以上のせき髄損傷者、下肢障害者及び上肢障害者で、就業するものに拡大する。

(参考：現行の自動車購入資金の貸付条件)

貸付金利 年3%(固定金利、据置措置2か月)
償還機関 8年以内

担保 ・当該自動車に抵当権を設定
・連帯保証人(2人)の設定

中小企業等助成制度の新設

中小企業安全衛生活動促進事業助成制度も、中央労働災害防止協会に委託するかたちで、今年度から実施されている。これには、中小企業集団安全衛生活動促進事業及び特殊健康診断用等機器整備事業の2つの事業が含まれている。

中小企業集団安全衛生活動促進事業は、都道府県労働基準局長の認定を受けた中小企業集団が、次の補助対象事業の全部または一部を実施する場合に、その費用の一部を補助等を行うというものである。

- ① 集団安全衛生管理体制の確立
 - イ 集団安全衛生責任者の選任等
 - ロ 集団安全衛生活動運営委員会の開催等
 - ハ 集団安全衛生管理活動の実施
- ② 労働災害防止のための活動
 - イ 安全衛生教育
 - ロ 技能講習及び特別教育
 - ハ 安全衛生診断
 - ニ 特定自主検査
 - ホ 機械の本質安全化
- ③ 健康確保のための活動
 - イ 健康診断
 - ロ 作業環境測定
 - ハ 健康診断結果の評価及び健康指導
 - ニ 作業環境改善
- ④ 快適職場づくりのための活動
 - イ 快適職場形成推進委員会の開催
 - ロ 集団としての共同職場環境の整備
 - ハ 職場改善機器整備

特殊健康診断用等機器整備事業は、中央労働災害防止協会が名簿登録した特殊健康診断機関または作業環境測定機関の機器購入に対して補助する制度である。

中央労働災害防止協会では、本部、ブロック支部及び都道府県支部からなる「中小企業安全衛生推進センター」を設置するとともに、都道府県支部に「中小企業安全衛生促進員」を配置し本制度の実施に必要な業務を行う。



過去最高の認容額

長崎北松じん肺福岡高裁差戻審判決の意義と展望

安江 祐

全国じん肺弁護団連絡会議事務局長 弁護士

9月8日、福岡高裁は、長崎北松じん肺訴訟について、差戻審としての判決を言い渡した。昨年2月の最高裁判決(95年6月号の山本高行弁護士の論文参照)により差戻しとなった43名の原告につき、管理2で1,200万円、管理3で1,800万円、管理4及びじん肺死で2,300万円の慰謝料の支払いを被告である日鉄鉱業に命じた。

昨年2月の最高裁判決は、控訴審の高石判決の認容額(1人当たり金300万円から1,200万円)について「低きに失し、著しく不相当であって、経験則または条理に反し、…社会通念により相当として容認されうる範囲を越えるものというほかない」としてこれを破棄し、差し戻してただけに、差戻審でどのような水準の損害額が認容されるのかが注目されていた。

今回の判決は、これまでのじん肺集団訴訟の中で最も高い水準の慰謝料を認容したものであり、現在全国各地で闘われているじん肺訴訟での重症のじん肺患者の救済の水準を形成するうえで大きな意義を有するといえよう。

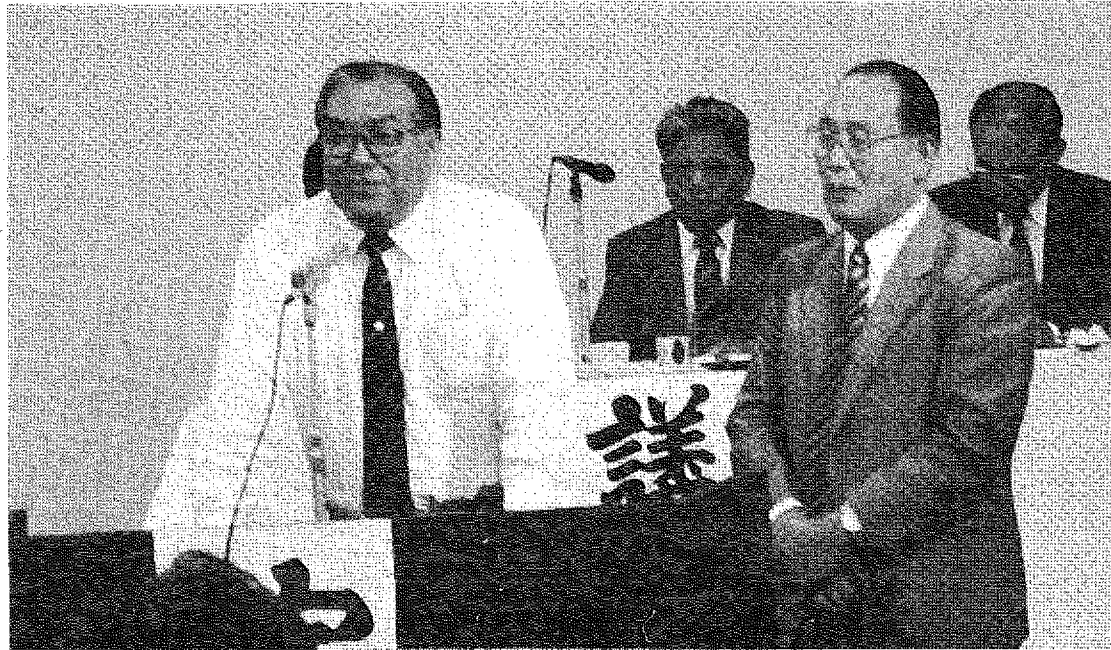
しかし、ここで忘れてはならないのは、長崎北松じん肺の原告のうち20名は昨年2月の最高裁判決に

より時効棄却が確定し、今回の差戻審では当事者に名を連ねていないことである。司法の場で「時効差別なきじん肺被害の救済」が図られない以上、被告である日鉄鉱業に企業としての社会的責任を果たすという意味で、自主的に時効棄却者に対しても救済を行うよう迫っていくことが求められている。

長崎北松じん肺は、1979年11月、日本で最初の炭礦夫じん肺訴訟として提訴された。以来16年間、全国のじん肺闘争をリードしてきたといっても過言ではない。

1985年3月の第1審判決は、20名の時効棄却者を出したものの、初めて炭礦資本のじん肺加害責任を認めさせ、常磐じん肺、長崎伊王島じん肺、筑豊じん肺、北海道石炭じん肺と全国各地で相い次いで炭礦夫じん肺の集団訴訟が提起されるきっかけとなった。

また、1989年3月の控訴審判決(高石判決)は、その損害額の低さの点でも、時効棄却者が第1審より10名多い30名となった点でも、全国のじん肺を闘う仲間の強い怒りを呼び、「人間の悲しみと怒りに時効はない」とのスローガンのもとに、高石不当判決の克服のために全国的な団結を強めることとなっ



山田政次原告団事務局長(右)と現地で原告団を支えた堤勇孝患者同盟長崎県連合会会長(全国じん肺患者同盟第31期全国大会 9.28 熱海)

た。その中で、1990年10月、「なくせじん肺全国キャラバン」が行われ、以後毎年続けられ、今年で6回目を迎えた。キャラバン運動は全国各地の闘いを「点から線へ」「線から面へ」と広げ、大きな役割を果たしてきた。

各地の事件でも、1990年2月、常磐じん肺第1陣訴訟が「時効の援用は著しく正義に反する」として企業の時効の主張を退けた原告全面勝利の画期的な判決を勝ち取り、1992年の常磐じん肺第1陣、北海道金属じん肺、常磐じん肺第2陣、翌年の常磐炭田北茨城じん肺と相次いで、時効差別なき全員救済の和解を実現した。

長崎北松じん肺の最高裁判争は、このような全国の力を総結集して闘われたのである。20名の時効棄却者を出したことは残念というほかないが、長崎北松の闘いは大変大きなものをわれわれじん肺を闘うものに残してくれたように思う。

その闘いの成果は、われわれに留まらず、被告企業にも大きな影響を与えた。差戻審判決当日、これまで一貫して頑なな態度を取り続けてきた日鉄鉱業は初めて再上告「断念」を表明した。さらに、その3日後の9月11日、全国各地の未提訴者の代表者と

覚書を交わし、未提訴者に対し、一定の補償を行うことを具体的に約束した。新聞には、800人の未提訴者に対して50億円の予算を用意していると報じられた。また、日鉄鉱業みずからが記者会見して発表した覚書によれば、重症患者に長崎北松じん肺の判決と同じ基準で補償を行うだけでなく、じん肺中軽症者(管理2、3非合併症)に対しても、一定の補償を行い、将来重症化した場合には、差額を支払うという内容を含んでいる。

この覚書の内容は、そもそも訴訟の当事者は対象外としている点や、日鉄独自の基準で時効による切り捨てを図っている点、他紛じん職歴の経験者には大幅な減額を行うなど、じん肺被害の救済という観点から見れば到底十分とはいえないが、1企業がこのような形でじん肺患者の救済を考えざるをえなかったという点で、これまでの全国のじん肺の闘いの成果と見ることもできる。

特に、じん肺中軽症者について、多くの企業が法廷でじん肺中軽症者は「患者」ではなく、補償の必要もないと争っているにもかかわらず、管理2で100万円、管理3で200万円を支払い、将来重症化した場合に差額を支払うという形の解決を図ろうとして

いる点は、注目に値する。

伊王島や筑豊の第1審判決は、将来重症化しても請求はしないと前提のもとに、重症患者に準ずる額の慰謝料の支払いを命じているが、今回の日鉄の方式は、じん肺中軽症者問題について一時金方式以外にも解決の方法があることを示唆するものである。

現在常磐じん肺第3陣、常磐炭田北茨城じん肺第3陣では、中軽症者を中心とした集団訴訟が関わっているが、これらの事件に与える影響も大きいと思われる。

長崎北松じん肺は、差戻審判決確定まで16年の歳月を要した。その間全員の団結を守って闘い抜いた原告団には心から敬意を表するものである。

16年間闘って時効を理由に補償を認められなかった原告がいる一方で、裁判をすることなく、日鉄から北松じん肺判決の水準で賠償を受け取る未提訴者もいる。そのことについての原告の心情はいかばかりかと案じていたところ、時効で棄却されたある原告からこんな手紙が来た。「未提訴者にもお金を払うのニュースにホッとしています。今までは小さくなって歩いた町もこれからは胸を張って買物に行けます。本当に頑張ってきてよかったなど嬉しく思っています。」

日鉄鉱業の謝罪と時効差別なき全員救済を勝ち取るまで、北松の原告団の闘いはまだまだ続く。

判決骨子

1 第1審被告は、その設立時である昭和14年5月以降、紛じん作業に従事する従業員に対し、じん肺に関する医学的知見、紛じん防止対策に関する工学技術的知見にかんがみ、労働契約上の信義則に基づく義務として、紛じんの発生を抑制し、発生した紛じんの吸入を防止する措置を講じ、じん肺の医学的知見等について教育を施し、健康診断によりじん肺の早期発見に努め、じん肺罹患者を紛じん作業から離脱させる等、従業員の生命、健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を負っていた。

しかし、第1審被告による右義務の履行は不十分であった。

2 本件従業員らは、第1審被告の各炭鉱において掘進その他紛じんの発生する作業に従事し、じん肺に罹患した。

特段の反証が認められない本件においては、第1審被告の安全配慮義務の不履行により各炭鉱において紛じんが発生し、本件元従業員らがこれを吸入し、そのためにじん肺に罹患したことが推認される。

3 右安全配慮義務の不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、じん肺の病変の特質にかんがみ、最終の行政上の決定を受けた時から10年間の時効期間が進行する。

管理区分2または3の行政上の決定を受けた後10年以上経過後に訴えを提起した場合は、右行政上の決定に相応する損害が控除されるべきであるとの第1審被告の主張は、じん肺の病変の特質にかんがみ、採用しない。

4 他じん肺職歴等の存在(本件損害賠償請求権につき民法427条の適用がある旨の主張を含む)、過失相殺、損益相殺を理由とする第1審被告の損害額の減額の主張はいずれも採用しない。

5 本件元従業員らに対する慰謝料の基準額は次のとおりである。

- ① 管理区分4該当者(死者を含む) 2,300万円
管理区分2、3該当者のうちじん肺ないしその合併症により死亡した者 2,300万円
 - ② 管理区分3該当者 1,800万円
 - ③ 管理区分2該当者 1,200万円
- なお、慰謝料金額の1割5分相当額を弁護士費用として認容した。

6 差戻前の当審において採用したじん肺による障害の程度についての鑑定の結果は、鑑定後の年月の経過その他の理由により、損害額算定の資料としない。

7 当事者及び認容金額

- ① 請求を認容された当事者数 136名
じん肺罹患者である元従業員数 43名
(うち生存中の元従業員数 14名)

② 総認容金額 7億2,495万9,873円(最高裁判所判決により確定した損害賠償金額を控除後の金額。弁護士費用を含む)



田尻さんの怒りを忘れずに

第4回田尻賞は1団体・2個人に

今年の第4回田尻賞は、①水俣病市民会議会長の日吉フミ子さん、②低周波公害の解明と被害者救済に奮闘しておられる「和歌山から公害をなくす市民の集い」世話人である汐見文隆さん、③東南アジア・中国本土での労災職業病被災者の救済とネットワーク作りに取り組んでいる香港の工業傷亡權益會(ARIAV = Association for the Rights of Industrial Accident Victims - 陳錦康 Chang Kang Hong 総幹事)の3件に決まり、7月2日(日)に東京の文京区民センターで表彰式を行いました。当日は長梅雨の真っ只中でしたが、受賞者とその支援者、公害問題や労災職業病問題に取り組む運動関係者ら約100人が参加、受賞者それぞれに表彰状と田尻さんのレプリカ及び副賞(30万円)をお贈りしました。

冒頭に選考委員長の鈴木武夫さん(元国立公衆衛生院院長)が挨拶され、戦後50年を節目に各種メディアで様々な企画がなされているにもかかわらず、公害問題が歴史の一コマとしてしか扱われない状況を指摘され、「世の中の理不尽な行為に対して、田尻さんが懐いていた憤り、傷つけられている人々への共感、そうした怒りを忘れてはならない、との思いで賞の選考に当たりました」と選考経過を説明されました。

各受賞者の挨拶と活動報告は別掲のとおりですが、当初は被害者からも拒絶された日吉さんの水俣での体験、低周波公害を認めようとする頑迷な行政への汐見さんの怒り、東南アジアや中国本土に進出した外資系企業で頻発している工場火災での女

子労働者らの大量焼死などの陳さんの報告は、現に目前にある被害をどう救済し企業や行政に迫ってゆくか、その積み重ねが如何に重要かを思い起こさせてくれました。責任の所在を意図的に拡散・不明にしている「地球環境問題」とは対極にある人間一人ひとりの重さです。

「労災職業病と公害は一体である。労働者の安全が保たれない工場では、必ず外の住民にも被害を及ぼす公害が起こる」とは田尻さんの言ですが、この日は選考委員である原田正純熊本大学助教授による「職業病と公害—アジアと日本」と題した記念講演があり、日本での公害被害の教訓にもかかわらずアジアの工業化に伴い職業病と公害が深刻化している現状が紹介され、「どこでも弱い者へ被害が集中する」と指摘されました。

表彰式後の懇親会ではこれまでの受賞者や支援者ばかりでなく、東京及び近隣から駆けつけた公害、職業病関係の活動家が集まり、現況を紹介しあう和やかな交流会がもたれました。しかし、胎児性水俣病の坂本しのぶさんの母・フジエさんの挨拶(別掲)には会場が静まりかえりました。

田尻賞は来年で第5回となりますが、応募は伸び悩んでおります。また、賞の財源である田尻宗昭記念基金も減少の一途を辿っております。改めて基金賛同の皆様への表彰対象者の発掘と募金への御協力をお願い致します。

(田尻宗昭記念基金事務局 宮田浩人)



(田尻宗昭記念基金ニュースレター№4より)

あの子たちに教育を、医療をもっとまじな生活を

水俣病市民会議会長の日吉フミコさん

私が田尻先生とお会いしたのは、5年前でしょうか、原田先生が大仏次郎賞をおもらいになったときでした。その時の田尻先生は、文学的賞状けれども医学的な面が一番受賞に値するのではないかと話されて、本当に原田先生を評価していただいていたらしいと思いました。

その田尻先生がお亡くなりになり、その後、名誉ある賞を私がいただくなんて思ってもおりませんでした。私個人というよりも、市民会議の皆さん、とくにまたチッソの労働者であった第一組合の方々—その方々が自分の会社を、いまここで告発しなければならぬというお気持ちでいろいろと手伝って下さいました。そういうことに感謝をしながら、その方々と一緒に私は受賞したということ、心からうれしく思っております。ありがとうございます。

私は、38年の3月25日に、はじめて水俣病患者と対面するわけです。そこを詳しく言えば時間が足りません。私は引揚者で、26年—(年寄りですから昭和でないと、西暦で言いくいので失礼します)—に水俣にまいりました。第一小学校というところに6年教師として務め、それから水東小学校の教頭で6年務めました。38年のその当時は、教頭でも授業を持たなければなりません。学級担任もしなければならず、私は2年生の担任でしたが、子供が骨折をして市立病院に入院しており、その子に通知票を渡すために市立病院にまいりました。

そうしたら一杯人だかりがしているのです。何事

かと思って寄ってみますと、水俣病患者を北海道の北星女学院というところの人たちが見舞いに来ていたという。まあ私は何も知らないで今まで過ごしたのに、北海道から水俣病患者を見舞いに来てくれる。そのとき感銘を受けて、その人たちのあとから恐る恐る水俣病患者のところに行ったわけです。

はじめに見た患者は、船場岩蔵さんと言って、ユージン・スミスの写真にもありますが、一所懸命煙草を吸おうとしますけれども、手がふるえてなかなかキセルが口にくわえられない。指は曲ってしまっています。それを見たときには、はあこんなのが水俣病なのか。次々にまわって最後に胎児性の(患者の)ところにまいりました。窓はひとつもない。暗い。10畳敷きぐらいの畳の間です。副院長の三嶋先生が戸を開けると、異様な叫び声、そして悪臭。ごろごろ寝かされている子供は、目も見えない、耳も聞こえない、歩けない。そういうことを言われて、私はもう胸が一杯になり、最後まで聞かないで逃げて帰りました。

私には4人の子供がおって、そのときもう4人の孫がおりましたけれど、私の孫は幸いにして当たり前で育っている。この子たちのお母さんはどんな気持ちだろうと考えました。夜眠れば、天井に胎児性の姿がうつってどうしても眠れない。1週間くらい、本当に眠れない。私は水俣病からとりつかれているんだと考えました。私は4月1日に、市議員になるか校長になるか、その分かれ目でした。市議員に

第4回田尻賞

なってこの子たちの親の気持ちになって何かできないのか。校長になるよりも、これを私は選ばなくちゃならないと決意しました。4月1日に私は辞表を出しました。4月18日が市議員選挙の告示でした。お蔭様で30人中7番目の当選を勝ち得たわけでございます。

それからというもの、私は報酬をもらう度に、子供たち、それから患者たちに、いくらかの見舞の品をもって訪れていました。だんだん話を聞いているうちに、ここにおける胎児性よりもっとひどい子供たちが家にはおるとい話を聞き、その人たちの家はどこだろうかと、そのときの中津会長に尋ねて、訪ねて歩くわけです。

上村智子ちゃんという、目も見えない、耳が少し聞こえる感じで、痩せ細ってお母さんかお父さんにいつもだっこされていなければ泣いてしょうがない。だから何も仕事はできないんですよ。しかも、チツソからもらっている見舞金というのはたった3万円一年間ですよ。ミルク代にもならない。1か月のミルク代を捻出するために、お父さんは1日に3日働いたというのです。どういうことかと聞くと、昼勤、前夜勤それから後夜勤、それは毎日体が続きませんけれども、自分の体が続くときには1日に3日働いてこの子のミルク代にしましたと。そういう話を聞きました。

見舞金というのはそんなに少ないものかと、市長に、胎児性水俣病のことを言いました。なんば今頃お前は言うのか、もう水俣病は終わったんだ。水俣病のことは言うな。教育長に、この子たちは学齢期に達しています。だから行政の責任で何か教育をする必要はないのですか。あんたは教頭もしたんだから知つとるだろう。そういう子は就学免除という方法があるんだよ。就学猶予という方法もあるんだよ。知っていますよ、それくらいのこと。でも、この子たちを一步でも歩かせたい、一言でももの言えるようにしたい。それが私の願いでございます。ずっとそのことを申し続けて、市長が庁舎にいる限りいつも市長の部屋を訪ねました。そして、あの子たちにもっといい環境を、あの暗い部屋であの様をあなたは見ましたか。奥さんは見たけれど、あんたは見なかったでしょ。見に行ってください。とても見には行きませんでした。私の訴えをまあ聞



日吉フミコさん

いてはくれました。

それで、その子たちのために湯之児にリハビリテーションセンターを作ろうではないか。だけれどそれには問題があるんだよ。どういう問題ですか。新しい病院を作るには84床はいる。水俣病は30何人しか入院していない。だから、例えば脳梗塞の後遺症の人とか交通災害に遭った人たちも合わせてそのリハビリテーションセンターに入れなくては採算が合わない。しかし、いま水俣の医師会長は一浮池さんというあとで市長になるわけですが一賛成をしない。どうして賛成をしないのですか。それはわかるとるじゃないか。自分たちの患者が少なくなるから、だから賛成しないんだよ。それじゃ私が何とか説得したらと言いましたら、説得するならしてみると言われました。

それで私は医師会の皆さんのところに行って、先生、胎児性水俣病をご覧になったことがございますか。ううん。一度見てください。あの子たちを何とか救済しなくちゃならないと私思っています。そのためには、あの暗い部屋からもっと明るい部屋に、病院も作って移したいと思えます。だからどうか協力してくれませんか。一所懸命に頼んで歩きました。そしたら、山田先生という方が一番に、わかった、あなたのその熱意に自分も医師会長を説得してみるとおっしゃってくださりまして、医師会長を説

得していただきリハビリテーションを作るようになりました。

それから、そこへ子供たちは入り、大変明るい部屋で嬉しそうでしたが、子供たちを何とかしなければならぬという一元教員でしたので、教育のことをまた考えました。この子たちのために、特殊学級の分室をここに作らなくちゃいけないと考えました。まあ、いろいろな問題がその間にありましたが、やっぱりこの子たちの環境をよくして明るい所で暮らされるというそのことも大事なんだけれど、一番大事なことは、水俣病の原因を国に明らかにさせることじゃないかと、そういうふうを考えました。

一所懸命に考えておるときに、石牟礼道子さんの『空と海の間に』を見たり聞いたりしている人もおりました。私が市議員に当選した翌年(39年)、水俣病市民会議を作ったときの事務局長の松本勉さんが、自治研が広島にあるから、あんたも水俣病のことばかり一所懸命考えておるけん行こうじゃないですか、こういうふうに言いました。それで広島の全国自治研に行きました。そのときに、西岡先生が、沼津・三島の公害防止のために立ち上がっておられると言うことを、大阪私立大学の宮本憲一先生がおっしゃいました。へえ素晴らしい先生がおられるんだと、そのときは名前は存じませんでした。第1回の田尻賞をおもらいになった西岡先生だったということがわかったわけですが、大変感銘を受けました。

私が議員になったときに30名の中で13名が革新議員でした。水俣病のことを話せば、なんば今頃市議員になって言うか。奇病がはやったときはだいぶん自分たちは頑張った。それで34年の見舞金契約で患者たちはもう満足しているんだよと、こう言うんですね。満足でしょうか。死者30万円の補償、生存者一人で年間10万円の補償、16歳くらいの方は年間6万円の補償で、それ以下の方は年間3万円の補償。1か月にそれだけならまだしも。しかも、生活保護費をもらっている人は見舞金を差し引くと言うんです。こんな馬鹿なことがあるものか。何とかしなくてはならないと思っているときに、宇井純先生から石牟礼道子さんの所に新潟水俣病の患者を連れてくるからよろしく頼むという手紙がまいる

ました。

かねていろいろ話し合っていた市職員の松本勉さん、そして私、石牟礼さん、そういう人たちが寄りまして、新潟から水俣病の人を連れてくるということだけれども、いまの患者の組織—そのときには水俣病患者家庭互助会という組織があるのはありません。34年の見舞金契約を結ぶときの座り込みをしていた人たちですが、その後何の不満もないという市長、市議員の話を聞き、そんなばかなことはない。新潟から患者が来るならば、何とかして新潟の人たちと水俣病の人たちを交流させなければならぬ。それでないと、第2水俣病を起こした新潟の人たちに申し訳ない。私は刃を胸に突き刺されるような思いでございました。

そして、何とかしようという話になり、松本さんが水俣の心ある人たち100人に手紙を出したところ、1月12日に36名の賛成者がございまして、水俣病対策市民会議(現在は水俣病市民会議)というのを組織することができました。一般の人たち、労働者の人たち、お医者さん、新聞記者、そういう人たちが集まってくれて。特定な男の人を会長にすればいろいろ問題が起こるから、あんたが会長になったらどうかという話だったので、いままで一所懸命水俣病のことを考えていたのは私だから私が会長になろうとすぐ引き受けました。

そして、新潟との交流が無事終わったわけですが、それから新潟の人たちと一緒にいろいろ政府交渉などしているうちにこういうことがございました。科学技術庁の小林勝利という人—この人は課長だったと思いますが—こう言われました。真実を追究するためには裁判以外にはないんですよ。だいたい自分たちが水俣病の原因はこうこうだと言っても、上に行くにしたがってだんだん薄まって、最後には何のことはない、何もなくなってしまう。だから本当に患者のことを思い、真実を明らかにしようと思ったら、裁判しかないですよとおっしゃったんです。ああそうか。水俣に帰ってこのことを話をしたら、その中で裁判に立ち上がる人たちがだいぶんおりました。そのときは患者は111名で、すでに死亡した人が42名でした。その中の3分の1くらいの人たちが、それじゃあ裁判に立ち上がろうじゃないかということになったわけでした。

第4回田尻賞

しかし、裁判をするためには、どうしてもチッソの労働者の力があると考えておりました。34年12月の見舞金契約を結ぶときには、チッソの労働者はみんな患者の味方ではございませんでした。お前たちがそこに座り込んでおれば、自分たちのボーナスは渡らないかもわからん。早く立ち退けというので、貸し

ておったテントも取り上げたということなんです—私はそのことをよく知りませんが、そういうことでした。そしたら、37-8年の安定賃金闘争を闘った第一組合の労働者の人たちが本当に「恥宣言」をしよう。43年の8月30日でした。「恥宣言」をして、自分たちは断固として水俣病を闘わなくちゃならない。チッソ企業に立ち向かおうということになって、その力が裁判を勝利させる結果になりました。

患者は4つにわかれて熊本県中の弁護士のところを訪ねて回りましたが、126名かの弁護士がいましたがその中の12、3名がそれでは手伝いをしようとおっしゃいました。けれども、それではものにならないわけですね。本当にチッソの中身を知っている人たちが自分の首をかけて、手伝っていただきましたので、44年の6月に提訴して3年8か月、48年の3月20日で見事に勝利をしたわけでございます。

けれども、それで終わらない。それはいままでの感謝料だ。これから先何年生きるかわからない。生きるための生活資金が必要だ、医療費が必要だ。そういうことでしたので、裁判が終わった3月20日に、すぐ私は患者、家族40人を引き連れてチッソと直接交渉に臨みました。

直接交渉のいきさつはいろいろなところに書かれているので御存知と思いますが、なかなか難しゅうございましたけれども、全国の皆さんの支援—全国に告発する会というのができ、水俣病を支援してくださったので、その人たちのおかげで7月になっ



第4回田尻賞の受賞者を囲んで

てやっと医療費や生活年金、そういうものを勝ち取ることができました。

それまでは、水俣にはまだたくさんの患者がおるとあって、あっちこっちを回って歩きました。そしたら、お前が来るとボラの値段が下がるけん、もう来るな。水を引っかけられました。今度くればたぎり湯(ふっとうしたお湯)ばひっかくるけん、みとれっ。そう言われた人たちが、家族4人も5人も水俣病に認定されました。訴訟が終わって判決が出たら、もう一度に、何百人という人たちが水俣病の申請をされました。そして、いろんな患者の組織分裂が起きました。

チッソは、いろんな手を使って患者を分裂させました。こういうことがございました。とにかく厚生省に何でもまかせて補償処理の委員会を作ってください、その委員の任命についてはおまかせしますという確約書を出さなければならないようないきさつになりました。それを出さないで訴訟に踏み切った人とそれを出した人—任派と申しますが—の2派に分かれました。—任派の調停が出たのが45年の4月25日、27日に調印がなされましたが、そのときの調停役が水俣の市長の浮池さんという人でした。だから、6月議会で私はこういうふうに申しました。

患者の値段を安く売った浮池市長。もうひとつは、チッソ資本の支援を受けて市長になった浮池市長。こういうことを申しましたところ、たちまち

してそれを取り消せということになりましたが、私は絶対に取り消しませんと言いました。そしたら、懲罰動議が出まして、私は3日間の出席停止を受けるわけでございます。

かえて、幸いございました。どうも認定する委員の人たちとチッソと行政の中には何かがあると一所懸命考えておりました。明日は審査会の会議があると聞いて、急いで熊本にまいりまして、ひそかにうかがっていました。そしたら、夕方の5時頃になりましたね。当時、市立病院の秘書役をしていましたが、その人が会場から出てきました。隠れて

見ておりました。そしたら電話をかけるんですね。どこへ電話をかけるかと思ったら、チッソにかけるわけです。いま審査会が終わって、誰々が一名前はよくわかりませんが—認定をされましたと。ああこれだなと。チッソと行政、そして医者の方の何らかの関係というのはこれだなと思いました。大変懲罰を受けたことが幸せにつながりました。

それからまた、私の猛烈な闘争が始まるわけでございます。もう大変長くなりますので、20分もすぎましたので、このあたりで失礼いたします。本当にありがとうございました。

【懇親会での発言から】

坂本フジエさん

私は長女を3歳のときに発病させました。軽いときに気がついたんですけど、病院に毎日連れていく間に、1か月したときには、目も全然見えなくなるし、歩くこともできず、口から物を食べることもできなくなりました。

2番目に生まれたしのぶは、本人が食べていないから、まさか水俣病とは私は思ってもいませんでした。ところが半年くらいたって、他の子供と比べて、這うこともできず、首も座らないで、やっぱりこの子も胎児性水俣病でした。2人も水俣病にかけて、一番可愛い3歳のときに病気になって、口から全然食わずに、まる1年は鼻孔栄養で、発病してから1年半生きておりました。

可愛いときに親の目の前で歩くこともできず、しゃべることもできず、口から物を食べることもできず、その姿を見ている親の気持ち。私がここで声を大にして皆様に申し上げても、わかってもらえないと思います。2番目に生まれたしのぶは、胎児性で、自分の身のまわりは何とかいまやっておりますけれども、私が生きている間は何か面倒をみますけれども、私が死んだ後はどうなるんだろうかと思うと、私は死ぬに死にきれないのでございます。

この子が人並みに元気であったならば、やっぱりし



坂本フジエさん

嫁にもいったであろう、子供もできたであろうと、私は親なりに考えております。2人の子供を見たときに、私は親としても苦しみしかわかりません。しのぶの場合は、本人としてなおさらつらいことだろうと思います。本人の気持ちはまだ私にはわかりません。

水俣病にかかったら、病気よくなるということは絶対にありません。年をとったり体が弱ると、病気はひどくなるのでございます。だからいま私たちがやらなくてはならないことは、自然を壊さないで、公害を出さないという運動を、皆さんと一緒に頑張らなければならないと思います。失礼いたしました。



行政指導拒否を理由に 不利益取り扱いは違法

行政手続法と労働基準行政 下

全国安全センター事務局

第3 不利益処分

1 処分の基準

行政庁は、不利益処分をするかどうかまたはどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するための基準(処分基準)を定め、かつ、これを公にしておくように努めなければならない(法12条1項)。

労働省は、具体的には、法令の規定において処分基準が明確に定め尽くされている場合には定めることを要しないこと、処分基準を定めるに当たっては解釈例規など当該処分に関してこれまで示してきた通達等の内容をすべて含めること、公にする方法としては申請の提出先機関の窓口における備え付け、申請しようとする者の求めに応じて提示すること等の方法によることなど、申請に対する処分

についての審査基準の場合に準じた取扱いとするよう努めることとしている。

なお、労働基準行政関係の「不利益処分(労働大臣が行う処分を除く(以下同じ))」は別掲「不利益処分一覧表」(前号19頁参照)のとおりであり、「処分基準」については同一一覧表の「処分基準」欄記載のとおりとされる。労働基準法58条に基づく「労働契約の解除」については、処分に当たって特に広い裁量を必要とすると考えられるという理由で、処分基準を定めることが困難とされている。

基準の設定に関して、審査基準の場合は「義務」なのに対して、処分基準の場合は「努力義務」としているだけでなく、基準の公表に関しても、審査基準の場合は「行政上特別の支障があるときを除き…公にしておかなければならない」としているのに対して、処分基準の場合は「公にしておくよう努めなければならない」という規定になっている。標準処理期間の場合の、「これを定めたときは公にしてお

かなければならない」という規定とも異なっている。

総務庁「逐条解説」では、一般に処分に関する行政庁の裁量が比較的広く、また、処分の原因となる事実の反社会性や相手方の情状等を個別の事案ごとにどう評価するのかといった問題もあり、その性質上、これをあらかじめ具体的な基準として定めることが技術的に困難なものもあるので、その設定については努力義務としている。処分基準を公にしておくことについても、このように処分基準を設定できない場合もあることに加え、これにより脱法的な行為が助長される場合も想定されるので、努力義務にとどめている。なお、このように努力義務としているものであっても、合理的な理由なく処分基準の設定や公にすることを怠ることが許されないのは当然である、としている。

上記以外で「基準を設定する主体」「公表」等については、申請に対する処分についての審査基準についての解説が同様に当てはまるので参照されたい。なお、労働基準行政関係の不利益処分に関する「処分権者」については別掲一覧表(前号19頁参照)の「処分権者」欄記載のとおりとされる。

2 不利益処分をしようとする場合の手続

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、不利益処分の内容に応じ、聴聞または弁明の機会の付与の手続を執らなければならない(法13条1項)。

なお、労働基準行政関係の「不利益処分」について事前に執るべき聴聞手続、弁明の機会の付与の手続の区分については、別掲一覧表(前号19頁参照)の「聴聞又は弁明の別」欄記載のとおりとされる。

(1) 聴聞手続

行政庁は、不利益処分が次のいずれかに該当するときは、聴聞手続を執らなければならない。

- ① 許認可等を取り消す不利益処分
- ② 名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分
- ③ 名あて人が法人である場合におけるその役員解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分

④ 上記以外の場合であって行政庁が相当と認める場合

(2) 弁明の機会の付与の手続

行政庁は、不利益処分が上記(1)のいずれの場合にも該当しないときは、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

(3) 適用除外

行政手続法では、公益上、緊急に不利益処分とする必要があるため、意見陳述のための手続がとれないとき等一定の場合について、聴聞手続または弁明の機会の付与の手続の適用除外を定めている(法13条2項)。

労働基準行政関係では、以下のものが該当するとされる(かつこ内は、法における根拠条文)。

- ① 労働基準法96条の2-2項に基づく事業附属寄宿舎の工事着手差し止め等命令、同法96条の3に基づく事業附属寄宿舎の使用停止命令、労働安全衛生法98条、同法99条に基づく作業停止、建設物の使用停止命令等、家内労働法18条に基づく家内労働の委託、受託の禁止等(法13条2項1号)
- ② 作業環境測定法9条第3項に基づく作業環境測定士の欠格事由に基づく登録拒否処分(法第13条2項2号)
- ③ 賃金の支払の確保等に関する法律8条に基づく未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令、労災保険法12条の3に基づく不正受給者からの費用徴収、同法25条に基づく事業主からの保険給付費用の徴収等(法13条2項4号)

(4) 整備法令に基づく関係法令の整備

行政手続法整備法及び整備省令に基づき、以下のとおり、従来、個別の法令に定められていた労働基準行政関係の聴聞及び弁明に関する規定が整理された。

●整備法関係

- ① 労働安全衛生法11条3項及び105条の削除並びに12条2項及び15条の2-2項の改正
- ② 作業環境測定法46条の削除
- ③ 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法31条の削除

●整備省令関係

- ① 作業環境測定法施行規則70条から73条までの削除

② 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法施行規則28条から31条までの削除

3 不利益処分理由の提示

行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない(法14条1項)。ただし、差し迫った処分を行う場合であって、時間的余裕がない場合には、必ずしも理由を提示する必要はないが(法14条1項ただし書)、名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、理由を示さなければならない(法14条2項)。不利益処分を書面でするときは、理由も書面により示されなければならない(法14条3項)。

理由の提示は、何故処分を受けたかを被処分者が理解するためのものであることから、不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実を明示する必要がある(総務庁「逐条解説」)。

労働基準行政関係では、労働基準法等関係法令に基づく不利益処分のうち、労働基準法施行規則6条の3に規定する貯蓄金管理中止命令については、整備省令により、その様式を整備し、不利益処分の理由の記載欄を設けたので、これにより理由を提示することとされる。

4 聴聞

聴聞・弁明の機会の付与の手続に関しては、労働基準行政関係では具体的には、「労働省における聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則」(平成6年労働省令第43号)が適用されることとなり、同規則については解釈通達(平成6年9月30日付け基発第611号・婦発第272号「行政手続法の施行に伴う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について」)も示されている。紙幅の都合もあり、その内容の紹介は別の機会に譲ることとして、ここでは行政手続法で定める聴聞・弁明の機会の付与の手続の主な内容の紹介のみにとどめる。

(1) 聴聞の通知の方式

行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書

面により通知しなければならない(法15条1項)。

- ① 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- ② 不利益処分の原因となる事実
- ③ 聴聞の期日及び場所
- ④ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

なお、行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合にあつては、前記の通知を、その者の氏名及び一定の事項を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示することによって行うことができるとともに、この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす(法14条3項)。

(2) 代理人及び参加人

主宰者は、必要があると認めるときは、根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者に対し、聴聞に関する手続に参加することを求め、または許可することができる(参加人)(法17条1項)。当事者及び参加人は、代理人を選任することができる(法16条1項、17条2項)。

(3) 文書等の閲覧

当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、行政庁に対し、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧を拒むことができない(法18条1項)。

(4) 主宰者

聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する(法19条1項)。

(5) 審査の方式

① 聴聞の期日における審理の方式

当事者または参加人は、聴聞の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる(法20条2項)。当事者または参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出席することができる(法20条3項)。

なお、主宰者は、当事者または参加人の一部が出席

しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる(法20条5項)、聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き公開しない(法20条6項)。

② 陳述書等の提出

当事者または参加人は、聴聞の期日への出席に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる(法21条1項)。

③ 続行期日の指定

主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる(法22条1項)。

④ 当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結

主宰者は、当事者の全部もしくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、②の陳述書等を提出しない場合等には、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすること、または、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる(法23条)。

⑤ 聴聞調査及び報告書

主宰者は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに、聴聞の審理の経過を記載した調査を作成するとともに、聴聞の終結後速やかに、当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、聴聞調査とともに報告書を行政庁に提出しなければならない(法24条1-3項)。

当事者または参加人は、聴聞調査及び報告書の閲覧を求めることができる(法24条4項)。

⑥ 聴聞の再開

行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる(法25条)。

(6) 聴聞を経てされる不利益処分の決定

行政庁は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調査の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない(法26条)。

(7) 不服申立ての制限

聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、(1)のなお書き後段の規定により聴聞の通知が到達したものとみなされた当事者であつて、聴聞の期日のいずれにも出席しなかった者を除き、行政不服審査法による不服申立てまたは異議申立てをすることができない(法27条2項)。

なお、これ以外の行政不服審査法又は行政事件訴訟法の従来の取扱いについては、法の施行に当たつて変更されるものではない。

5 弁明の機会の付与

弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面を提出してするものとし、弁明の機会の付与の通知の方式及び代理人について、聴聞に関する手続を準用する(法29-31条)。

第4 行政指導

1 基本原則

行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない(法32条1項)。

行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない(法32条2項)。

既述のとおり、労働基準行政関係では、労働基準監督官が臨検監督時に行う是正勧告(是正勧告書、指導票の交付)は「行政指導」に該当する(労働基準法104条の2等に基づいて是正勧告等を要求する行為は、「第1-8 適用除外」に該当するとされる)。

労働省は、法令により課されている義務については、行政指導によるまでもなく、相手方は当然に法令に従うべきであるので、本規定は、法令の義務違反にあるものに対して行政指導によりその改善・是正を求めることを何ら制限する趣旨ではないこととしている(総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

また、事前に自主的な改善を促すために是正勧告等の行政指導を行い、相手方に自主的に改善する意

思がないことを確認した段階で処分権限の発動を行うことは、「行政指導に従わなかったこと」を理由として処分を行うものではないので、「行政指導に従わなかったことを理由とした不利益な取扱い」には当たらないこととしている(総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

2 申請に関連する行政指導

申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない(法33条)。

なお、申請書の記載事項の不備、必要な添付資料の不足等の申請の形式上の要件に適合していないことからその補正を求めるようなものは含まない(総務庁「逐条解説」)。

労働省は、労災保険法等労災関係法令に基づく申請がなされた場合、その申請の取下げを求めることや法令に基づかない書類を行政の必要性から申請書に添付させることは、行政指導に該当するとしている(「第2 申請に対する処分」の「4 理由の提示」の解説を参照されたい)。

3 許認可等の権限に関連する行政指導

許認可等を有する権限または許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合または行使する意思がない場合において行う行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない(法34条)。

労働省は、「権限を行使することができない場合または行使する意思がない場合において行う行政指導」とは、処分基準に該当しないため改善命令等の処分ができない場合または処分を行うことが要件としては可能であるが、処分を行う意思がない場合に、相手方の自主的な対応を期待して行われる行政指導をいうものである。なお、例えば、許認可等の基準に該当しない状態にあるなど、許認可等の取

消しができる状態にある場合において、まず、是正勧告等の行政指導で自主的に是正させようとする場合は、何ら本条に反するものではないこととしている(総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

4 行政指導の方式

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さねばならず(法35条1項)、行政指導が口頭でされた場合において、その相手方からこれらの事項を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない(法35条2項)。

「行政指導の趣旨及び内容」には、「いつまでに行うこと」といった期限もこれに含まれる。

書面にどの程度具体的な内容を記載するかは、個々の事案により異なることとなるが、例えば、法律に規定されている義務に違反している者に対してその是正を求める行政指導のような場合には、「〇〇法第〇条違反であるから、〇〇までに是正すること。」という程度で足りるとしている。

また、「責任者」とは、当該行政指導を行うこと、その実施方法等を実質的に判断し決定した者であり、一般的には、部局において指導指針等を設けてそれによって個別の行政指導を行う場合については当該部局の長が、個別具体的な場面において担当者の判断で行う場合には当該担当者が該当することとなる。

「行政上の特別の支障」に該当するかどうかは、各行政機関において個別に判断することとなるが、口頭でその行政指導の趣旨等を明らかにすることができても、これを書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいい、単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合などは該当しない。

上記の規定は、以下のような行政指導については適用除外となる(法35条3項)。

- ① 相手方に対してその場において完了する行為を求めるもの
- ② 既に文書によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

5 複数の者を対象とする行政指導

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項(指針)を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない(法36条)。

- 「共通してその内容となるべき事項」とは、
- ① 個別具体的な行政指導の対象となり得る者または該当する行為
 - ② 行政指導として求める一定の作為または不作為の概要
 - ③ 当該行政指導を行う場合の責任者等を整理したものをいい、具体的には、行政運営方針、各種通達等がこれに該当するとされ、公表の方法については、官公署の掲示板への掲示、新聞への掲載、パンフレットの配布等の方法があるとされる。

労働省は、労働基準行政が行う集団指導及び自主点検のうち、労働基準法等関係法令、通達等に基づき対象を選定し、実施するものについては、あらかじめ「行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め」これを行うものであるから、法36条に基づきあらかじめ定める必要はないこと、集団指導等を行うに当たって根拠となった通達等については、窓口に着用されるとともに、要求があれば適宜交付するなどの方法により公表することとしている。また、自主点検の結果について報告を求める行為は、「第1-8 適用除外」の「行政調査」に該当することから、「第2 申請に対する処分」から「第4 行政指導」までの規定は適用除外されたとしている。

また、「行政上の特別の支障」には、違反行為を是正するために行政指導を行う場合であって、監督処分等に先立って行われるものについて、その指針等を定め、公表することが脱法行為を助長することとなる場合等を含むとしている(総務庁「逐条解説」に同趣旨)。

第5 届 出

届出が法令で定められた届出の形式上の要件に

適合している場合は、当該届出が提出先の機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする(法37条)。

これは、法令に定められた届出の形式上の要件に適合している届出がなされたときは、届出義務者がなすべき届出行為が完了することについて、行政庁の意志や判断が介在するような余地は、本来ないのであり、届出を受け付けない等の取り扱いを排除するために設けられたものである(総務庁「逐条解説」)。

なお、手続上の義務が履行された場合であっても、当該届出内容が個別法の定める実質上の要件を満たしていない場合には、当該個別法が認めている法的効果の発生は否定されることとなる。

既述のとおり、労働基準行政関係では、労働基準法36条に規定する時間外・休日労働に関する協定の届出、同法90条に規定する就業規則の届出、労災保険法12条の7に規定する保険給付に関する事項の届出等が該当するとされる。

労働基準法の要件に反する時間外・休日労働に関する協定や就業規則の届出がなされた場合には、行政手続法上の届出をすべき手続上の義務が履行されたと解される場合であっても、これにより労働基準法に基づく届出義務が具体的に履行されたことにはならないから、違法な届出がされたことを前提とする労働基準法上の効果(法定労働時間を超えた適法な時間外労働の実施等)は生じない。また、労働省は、届出時等の受付後法令違反を指摘することは事実上の行為(法の対象となる処分等には該当しない)であるが、法令違反であるために是正させることは、行政指導に該当するとしている。

第6 その他

地方公共団体は、第1-8で適用除外とされた処分、行政指導及び届出の手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない(法38条)。

行政手続法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日(1994年10月1日)から施行する。

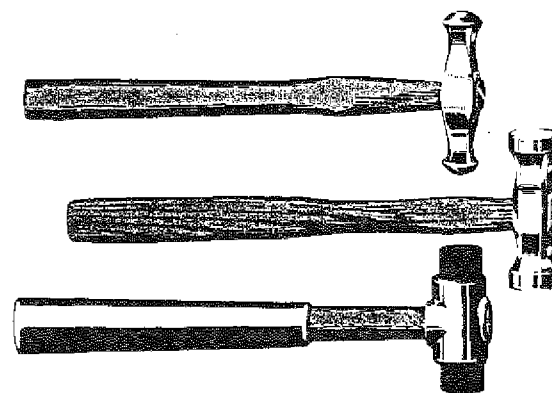


連載27

監督官労災日記

井上 浩

全国安全センター副議長



労災監督官へ

1971年4月1日(木)小雨曇

監督官発令。終って署長運転の車で大宮署をまわり帰署。松永技官同乗。

4月6日(火)曇晴

午前通産省へT、Kの2氏と行く。政務次官へ会い続いて企業2課長と話し。壁は厚い感じ。午後春日部署の歓送迎会。(通産省はある政策について話しに行ったものである。)

4月7日(水)晴

埼玉労働基準局へ出勤。日長し。(発令7日以内に赴任すればよかったので、その間目一杯私用で飛びまわっていた。労災専従のため以下の書類と安全帽、安全靴等を返納した。みな固有

番号が付いている。

- 労働基準監督官執務必携 第48号
 - 労働基準監督官必携 第41号、追録 第46号
 - 安全衛生に関する労働基準監督官執務必携 第55号
 - 危害防止に対する監督指導基準 第39号
 - ボイラー及び圧力容器検査規範 第38号
 - 労働監督官の手引き(ILO) 第39号
 - 監督業務運営要領 第25号
 - 監督復命書の改正について 第514号
 - 部分監督の実施について 第751号
 - 労働基準監督官のための司法実務講座 第39号
 - 埼玉局労働基準監督官執務参考資料 第58号
- 以上を返納して両肩が一度に軽くなった感じがした。特に部下がないということは、何にも

増して気を楽にさせた。もちろん、以上と入れ替わりに労働省訓令の労災補償監督官規程が与えられ、その第4条には次のような頭の痛くなることが書かれていた。

「地方監督官は、当該都道府県労働基準局の管轄区域内の労働基準監督署における労災補償等に関する事務を監察するとともに、関係職員の事務の指導を行うものとする。」

しかし、わたしたち監督官の仕事は以上に止まらず、月に一度は医療担当者の手伝いとして労災指定病院から提出されるレセプトの審査等もしていたのである。

4月12日(月)晴

美濃部知事大勝。庭に“ふきのとう”や“つつじ”の蕾。泉水には鮎の浮かべた泡。課内会議で林業担当となる。(労災保険の林業関係の収支状況が悪化したので、昭和46年3月24日基発第235号通達で労働省より対策を樹立するように指示があったのである。ただし、埼玉局は林業県ではないので対象となっていなかった。しかし、川越、所沢、秩父の3署には相当数の、熊谷署には少数の林業があったので一応計画を樹立することにした。監督業務と違って労災担当者は精密な計画樹立に馴れていないので、私にお鉢がまわってきたのである。もっとも少し発言しすぎたせいもあったかもしれない。計画の基本は収入をふやすための保険料調査と、支出を減らすための保険金濫給の防止である。この時期不思議にも埼玉では振動病患者への給付がなかったもので、中心は保険料調査ということになる。そこで私は調査対象の選定基準を定めて、各署ごとに調査事業場数を割り当てた。当時の県内林業の概況は次のとおりであった。(1969年度分)

年度 保 險 料 保 險 労 災 収 支 率

| | 徴定額(円) | 給付額(円) | 件数 | |
|----|------------|------------|-----|-------|
| 43 | 22,276,652 | 17,729,359 | 302 | 80.5 |
| 44 | 24,949,177 | 19,669,849 | 222 | 79.0 |
| 45 | 24,854,385 | 25,201,595 | 213 | 101.4 |

(274事業 1,549人) (うち死亡8)

労災保険の収支率が特に悪いのは、昭和45年度でみると林業の中の木材伐出業116.28(全国平均は昭和44年度で193.82)と薪炭・木炭製造業の172.40(同じく113.79)であった。そこで保険料の約半分である12,171,908円を調査することにして、次の基準で対象事業を選定することにした。

(1)保険料7万円以上、(2)民間発注事業、(3)未調査事業、(4)資料のあるもの(営林署、県農林事務所、市町村役場、森林組合等により保険料の申告漏れの発見に努めた。)

調査対象事業は、個別事業 44、事業組合 2として保険料500万円の増徴を予定した。

関係署には、調査の際には山元台帳、売買契約書、出勤簿、判取帳、元帳等により適用漏れがないように調査確認することを指示した。

他方、県木材協会等と連絡を取り林業災害補償連絡員に各地区の有力者計12名を委嘱した。当時林業の労働関係は複雑で、例えば庄屋を介する場合も多く、そのような場合には立木の石数に単価を乗じた金額を庄屋が受けて、庄屋は毎月それを労働者に仮払いし、最後に清算するという労働基準法24条に違反するような実態もあった。そこで、賃金に労災保険率を乗じて保険料を算出するのではなく、素材の生産量に素材1立方メートル当たりの労務費を乗じてそれを賃金とみなして、それに保険率を乗ずる規則で認められた便法を活用しようとした。その場合の労務費の額は都道府県労働基準局長が決めるのであるが、影響が大きいのでその計算には苦

慮した。そこで業者に聞いたり、茨城や千葉等近隣の局の実態を照会したりした。特に素材の生産量はチェーンソーを使用することも考えなければならぬので困った。秩父森林組合により調査した記録が次のように残っている。しかし、現在ではその意味するところがよくわからない。

人工材用 6時間使用 9万円、天然材用 21時間使用 10~12万円 税法による償却期間3年 実際には2年 取替年2~3回 1本7,500円 燃料m³10円 修理代年2万円

以上によりチェーンソー使用の際の労務費を算出したのだろう。所沢署管内の実態では、直備の場合の1立方メートル当たりの労務費は3,500円とある。しかし、問題は最も基本的な素材の生産量が県の林務統計では15万立方メートルとあるのが、農林統計ではその倍の30万立方メートルとあるのだから、労災保険料の完全徴収などということは、実は雲をつかむようなことであった。例えば諸資料によると、50立方メートル以上生産する業者が、秩父署管内には124存在するようであるが、労災保険に現に加入しているのはその半分以下の51業者であった。残った73の業者はどうなっていたのだろうか。秩父では割りに近代化していて木馬などはなく、また有資格の熟練者が多いので労災は比較的に少ないという。しかし、心もとないことではあった。

そこで私は労災保険の収支改善のために、労災保険の未申告摘発に重点を置くとともに、労災防止のために林業監督の強化を求めて監督課と連絡をとった。そうすることによって保険給付額が減少し、その結果労災保険の収支改善にもつながるからである。

他方、県木材協会は林業労働災害防止協会の

埼玉県支部の仕事もやっていたので、労災防止について働きかけた。協会では会費収入が年50万円であったが、そのうち15万円は支部で自由に使用することができた。残りは本部へ上納するということがあった。この支部の下には熊谷、川越、所沢、秩父の4分会があり、それぞれの監督署と連絡を取り合っていた。

なお、埼玉には振動病患者に対する保険給付がないと言いたが、実は当時の業務日誌の4月分の最下欄に、わざわざ赤のボールペンで「◎秩父に白ろう病あり」と記入してある。どのような経路からの情報であったかは、それをどうしたかということとともに現在では記憶にない。

4月15日(木)曇

日本〇〇工業の従業員K氏の交通事故について、過失の割合を調査するため越谷警察署へ。すでに送検済みとのことで越谷区検へ。一件書類は倉庫の中にあるので探してみてください。倉庫の中でひとり書類を探す。秀坊泊。新潟へ転勤と。(交通事故調査は、保険給付後の加害者への求償額確定のためである。最もいやな仕事であり、本来は給付調査官の仕事であるがお手伝いであった。秀坊というのは塙で山之内製菓社員。現在は循環器関係の医者。)

4月17日(土)曇雨

朝から春日部署に行く。夕方基準協会の歓送迎会。(参考までに餞別を掲げると、

2万円…基準協会、〇〇協議会

1万円…H製菓

5千円…O病院ほか監督署や労務士会等

4千円…署親睦会(在勤年数による)

3千円…K商工会ほか主として会社

2千円…S商工会ほか主として会社

1千円…M桐箱

某企業の課長補佐に入った巡査部長の話で

は、全く話にならないほどの小額のものであった。)

4月20日(火)薄曇

浦和署へ行きH労災課長と鉛中毒の件で話合う。(これから長く苦勞することになる鉛中毒事件のはじまりである。私の担当署はまだきまっていなかったが、前任者の担当署であったため私のところへ相談があったのだろう。浦和署は課長以外には5人の事務官と、赴任の際に春日部署でのごたごたした相談員の吉田さんがみえた。

鉛中毒の件は、浦和署管内のS化学工業に勤務していたHという労働者に関するものであった。H氏は1960年6月21日に入社し、6年後の1966年12月15日に退社した。その間鉛化合物を含んだ合成樹脂の安定剤を取扱っていた。そして帰郷後病院にかかったがそれが鉛中毒によるということであった。その結果郷里に近いF局S署に申告した。私の把握した経過は以下のとおりであった。

1969年10月15日 S署より浦和署に申告移送
23日~26日 S監督官K市H医院
に出張し調査

1969年11月29日 鉛中毒治ゆ(S総合病院)
12月11~12日 K市H医院より意見聴
取

1971年2月19日・22日 浦和署K監督官S化
学工業の鉛関係部分監督、違反なし

1971年3月3日 S化学工業労組(第1組合)支
部長Y氏浦和署へ申告。組合員A氏1957年4
月1日より製造3課で原料配合等に従事。本
年2月5日都内H病院で鉛中毒と診断。工場
環境について監督を頼む。

同日、Y監督官とK監督官により監督実
施。鉛中毒予防規則関係違反あり。是正期
限4月10日。

1971年3月10日 休業補償給付の請求書を浦
和署受理(1967年10月17日~1968年1月4日
までの分。80日間。)

1971年4月19日 課長(局)へ経過説明。休業
補償給付を支払うようにとのことで浦和署
へ電話。H労災課長不在につきO係長へ支払
うよう伝える。K監督官も不在。

1971年4月23日 本省補償課へ関係書類を持
参し説明。時効の問題もあり検討の必要が
あるので支払保留せよと。

4月24日 浦和署H労災課長へ電話。

(1)休業2回目請求の写、(2)申告移送の写、
(3)S監督官調査復命書の写、(4)T事務官(前
浦和署労災課長)調査復命書の写、(5)H氏へ
の支給決定通知書の写…以上を至急局へ持
参すること。(6)F県K署へ照会すること。

K監督官へ。(1)H氏の鉛健康診断書の写、
(2)S化学工業からの是正報告の写…以上を
至急持参すること。

1971年5月4日 浦和署は森山監察官担当と
決定したので一件書類を移管する。

(いよいよこんがらかって来たのである。もと
も鉛中毒であったかどうかにか本省が疑問を抱
いたのである。実は鉛中毒の労災認定について
は労働省の詳細な認定基準(昭和39年9月8日基
発第1049号)がある。ところが、調査に行った担
当官がその認定基準によって調査をしていなか
った。そこを本省に突かれたのである。血中鉛
等の数値は何ら調査していなかった。苦慮した
H労災課長が私に相談した。当のH氏はすでに死
亡していたので、数値の調べようもなかった。
私は4月27日心配顔して来局したH労災課長へ
いった。「数値がなくても伸筋麻ひがあればよ
い。」と。H課長は喜んで帰って行った。しかし、
このことで後に私自身が困ることになる。)

福岡地裁でじん肺肺がん訴訟

福岡●労働省通達を変えさせよう

じん肺被災者に合併した肺がんによる死亡について、遺族補償給付を支給しないとした労働基準監督署長の処分を取り消しを求めた訴訟が、今年3月より福岡地裁で争われている。

石灰石の削岩などで1964(昭和39)年まで長年じん作業に従事していた梅沢幸隆さんは、大阪へ移ってからは土木作業などに従事したが、1980(昭和55)年にじん肺管理2、肺結核合併との決定を受け、以降労災保険の給付を受けて療養生活を送っていた。しかし、1985(昭和60)年になって肺がんと診断され、翌年1月に死亡。遺族は労災保険の遺族補償給付を請求した。しかし、所轄の北九州西労働基準監督署長は、不支給の処分を行い、審査請求、再審査請求も全て棄却され、行政訴訟にまで至った。

労働省は、じん肺患者に発生した肺がんについて、次のような判断基準を定めている。

○じん肺患者に発生した肺がんの補償上の取扱いについて(昭和53年11月2日付け基発第608号)

じん肺法によるじん肺管理区分が管理4と決定された者が、じん肺症(じん肺のうち療養を要するものをいう)により肺機能の著しい低下を来して

心不全、肺性心等の疾患により死亡したときは、当該死亡はじん肺症に起因するものとして業務上の取扱いを行ってきたところであるが、じん肺症患者(石綿肺に罹っている者を除く。以下同じ)に発生した肺がんについては、かねてより本省に「じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議」を設けて検討を行ってきたところ、同専門家会議から、わが国ではじん肺症に肺がんの合併する頻度が一般人口における場合よりも高いこと並びに進展したじん肺症の病態のもとでは肺がんの早期診断が困難となること、治療の適用範囲が狭められること及び予後に悪影響を及ぼすこと等の医学的見解を骨子とする検討結果報告書が提出されたので、これに基づき、じん肺症患者に発生した肺がんについては、今後、下記により補償上の取扱いを行うこととしたので事務処理に遺漏のないようにされたい。

記

じん肺法によるじん肺管理区分が管理4と決定された者であって、現に療養中の者に発生した原発性肺がんについては、労働基準法施行規則別表第1の2の第9号に該当する業務上の

疾病として取り扱うこと。

なお、現に決定を受けているじん肺管理区分が管理4でない場合又はじん肺管理区分の決定が行われていない場合において、当該労働者が死亡し、又は重篤な疾病に罹っている等のためじん肺法第15条第1項の規定に基づく随時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、地方じん肺診査医に対しじん肺の進展度及び病態に関する総合的な判断を求め、その結果に基づきじん肺管理区分が管理4相当と認められるものについては、これに合併した原発性の肺がんは上記と同様に取り扱って差し支えないこと。

つまり、最重症の管理区分4の状態に療養中のじん肺患者に発生した原発性肺がんについてのみ労災と認めるといふものである。この基準については、根拠とされた専門家会議の報告にもみられていない限定的な取扱いとしてかねてから批判され、管理4以外のじん肺患者に合併した肺がんの業務上認定を求める行政訴訟も行われてきた。

これまでの訴訟事例は、いずれも地裁段階では業務上と判断されている。最初の判決となった1982年の札幌地裁判決は、管理2のじん肺被災者について医学論争が繰り広げられた結果、「病理学的因果関係の存在や厳密な意味における疫学的因果関係の存在が証明されることは、必ずしも必要でない」とし、「…右肺がんがけい肺と関連性を有しないと

り、訴訟上両者の間に相当因果関係の存在を肯定すべきである」と判断した。しかし、この判決は、労働省側の控訴による「もともと被災者にはじん肺がなかった」とする札幌高裁の「門前払い」判決で日の目をみることはなかった。

しかし、元トンネル工事作業員で管理3のじん肺被災者に発生した肺がんについて争われた1990年の松山地裁判決と同じく管理3のじん肺に被災した元溶接工の肺がんについて争われた1991年の大分地裁判決は、ともに札幌地裁と同様に因果関係の存在を認めた。

松山地裁の判決については、労働省が控訴せずに確定したが、大分の判決については労働省側が控訴し、福岡高裁での裁判が続ぎ、昨(1994)年11月30日に「因果関係があるとたやすく推定することはできない」と逆転させる判断を示す判決が下された。この控訴審で労働省は、「権威がある」と言われる大学医学部教授等に新たに研究を委託し、その論文や意見書を3本提出し、1993年末には、結審の予定日を延期させてまで、「関係はいまだ明らかでない」とするできたてホヤホヤの労働省専門家会議の報告書(「じん肺り患者の病後の経過に関する調査研究委員会の調査研究結果報告書」)まで提出するという力の入れようだった。というのも労働省が控訴時に提出した、剖検データをもとに分析してじん肺に肺がんのリスクはそれほどでないとした論文について、原告側から徹底した反論が加えられたからである。

労働省提出の論文は、剖検例からじん肺の死者のうち肺がんのあった例数の割合と一般の死者のうち肺がんのあった例数の割合を比較するというものだった。しかしこの論文では、じん肺の死者数に、死因のかかりの割合を占めるが一般の死者にはない、じん肺そのもの若しくは呼吸器疾患による死亡が含まれており、その状態で比較するという根本的な誤りがあったのである。

このように法廷での医学論争は、旗色の悪さにもかかわらず権威の束で圧倒しようという労働省の姿勢を示すものとなり、その最後の労働省にとっての「決定打」が最後の専門家会議の報告というわけであった。

福岡高裁の裁判長は、残念なことに論争の意味を理解することなく、「研究者の間で調査対象の選択や解析方法の正当性をめぐって際限のない議論が繰り返されており、いずれが正当であると判断できるような状況にないものといえる」とその職務を放棄するという恥ずべき態度で判決を

書いてしまった。

付言すれば、労働省が最後に提出した専門家会議の報告書は、じん肺審議会の労働者側委員からの強い要請を受けて、労働省が1990年に中央労働災害防止協会に委託して設置したもの。1994年2月にじん肺審議会に正式に報告・審議される前に、労働省は裁判対策として利用したわけである。労働省は、この調査結果から直ちに肺がんをじん肺の合併症とすることは困難であるとの結論を導き出したが、労働者側委員の主張で審議会としては、この報告書で決着がついたとは言えず、肺がん等合併症の範囲の拡大については継続した課題とすることを確認している。

広島でも現在進行中の訴訟があるが、新たに福岡地裁での梅澤じん肺肺がん訴訟が加わったわけで、大分じん肺肺がん訴訟の上告審とともに、極めて重要な意義を持つと言えよう。できる限りの支援を行っていきたくて考えている。



(関西労働者安全センター)

石綿肺がんの損賠訴訟

神奈川●石綿じん肺原告団に続き提訴

住友重機の退職者で、石綿肺がんで亡くなった大内久さんの裁判が、7月28日、横浜地裁横須賀支部に提訴された。原告は妻の大内スイさん(72歳)。住友重機を相手に、2,200万円の損害賠償を求

めている。

●浦賀船渠での石綿暴露

大内久さんは、1943年浦賀船渠(現住友重機)に入社。敗戦間際に召集され、敗戦後一時期故郷で農業に従事。1951年6月に浦賀船渠

に再入社し、約30年間弱、機関織装関係の重量物運搬工として働き、1979年に退職した。住友重機を退職後、1980年から1986年までの約6年間、住友の構内下請の石渡船舶で、住友在職時と同様、重量物運搬工として働いた。

重量物運搬工というのは、エンジンなどの主機関や発電機等の補機関を、船内の設置場所に運び込んだり、それらを設置場所から船外に運び出す作業などが主な仕事である。エンジン等のある機関場は、パイプに石綿を巻いたりしがしたりといった作業が行われるが、久さんが運搬しているときにもそうした石綿作業は行われており、石綿紛じんの中で働かされていた。そして住友重機が石綿の紛じん対策を怠ったため、石綿紛じんを吸い込んでしまい、肺がんになったのである。

●石綿肺がんを死後認定

1987年8月、横須賀共済病院において、石綿肺がんの診断で肺切除手術を受け、闘病生活を送ったが、1991年3月に逝去された(当時64歳)。切除した肺から、多数の石綿小体が認められた。

手術後の1987年9月に、主治医より労災申請を勧められ、住友重機等に相談したがうまくいかず、1990年2月に神奈川労災職業病センターに相談。住友重機と石渡船舶に事業主証明を拒否されるなどの障害を乗り越え、8月に横須賀労働基準監督署に労災申請を行った。申請後なかなか決定が下りず、業務上認定されたのは、死後1年たった1992年3月であった。

住友重機には、労災の上積み補償制度があり、スイさんは全造船

浦賀分会と相談。1992年5月、分会を通じて住友重機に謝罪と補償を行うように申し入れたが、住友は大内さんが退職者であること等を理由に拒否した。その後、スイさんは、横須賀石綿じん肺訴訟弁護団とも相談し、1995年に訴訟を決意。横須賀地区じん肺被災者の会(久さんは元会員、スイさんは特別会員)も、現在継続している裁判と同様、会として取り組むことを決定、提訴の運びとなった。

●石綿による被害を問う

石綿は発がん物質であり、じん肺(石綿肺)の他に、大内さんのような肺がんや中皮腫という胸膜等にできる悪性腫瘍を引き起こす。横須賀石綿じん肺訴訟(原告8名、内1名は死亡)は、石綿じん肺の被害を問うたものであるが、今回の訴訟は発がん物質としての石綿の被害を問うものである。

手話通訳者の頸肩腕障害

広島●県立ろう学校で公務災害認定

1992年に頸肩腕障害と診断され、3年半かかってやっと認定になった。

1980年に29歳で広島県立ろう学校に赴任。当時はまだ、ろう学校では手話禁止時代の名残りで手話のできる教員がほとんどいず、また手話を使うことが生徒にとってはよくないという罪悪感もある中で、手話通訳業務がごく数人の者に集中し、その数人も転

神奈川労災職業病センターが横須賀地区で石綿による被害の掘り起こしを開始してからこの7～8年で、相談を受けたじん肺以外の石綿関連疾患は23件。病名別では、肺がん16件、中皮腫5件、その他の疾患が2件。住友重機関係が6件、米軍横須賀基地関係が15件、建設関係が2件。このうち18件について労災申請の手続を行っており、9件がすでに業務上認定され、9件が申請中である。

今後、大内石綿肺がん訴訟は、横須賀石綿じん肺訴訟とドッキングして闘われることになる。さらに石綿使用の全面禁止を求める運動とも連携をとりながら、運動を前進させることになるであろう。神奈川労災職業病センターも原告団、弁護団、支援の仲間とともに、全面的に闘いを支援していく。

(神奈川労災職業病センター)

勤や育休のためにいなくなり、ひとりという年もあった。その頃は社会的にも手話通訳の必要性は叫ばれても手話通訳を行う際の肉体的精神的疲労など考える余裕もなかった頃であった。だから何時間も連続して通訳を行うことは当然であり、何の疑問も持たなかった。1984・85年頃、疲労がたまり体中が痛くなり、特に首や肩、背中、痛みと凝りが慢性化し

ていた頃、北海道で手話通訳者が頸肩腕障害となり、公務災害を申請するが認められず、やっと手話通訳者の健康が聴覚障害者の権利を保障していく際、同時に考えていかなければならないこととして全国的に問題になりだした。1991年頃右肩に時々激痛が走るようになり、ついに腕を上にも挙げるができなくなった。友和クリニックで頸肩腕障害の診断を受け、病休をとることになった。


診断を受けてからはすぐに職場を中心に組合での取り組みをはじめてもらった。幸いにも職場に長い間、頸肩腕障害による公務災害申請の闘いを進めていた方がおられ、結局認定にはならなかったが、彼女の闘いから得られた教訓を生かして県内の障害児学校の職員の全員署名など、敏速な取り組みを組んでもらえ、また復帰後の職場でも仕事の軽減など、手厚い援助をしてもらえた。

このように、職場を中心として所属する組合(高教組広島)で十分な取り組みを行ってもらえたということは、長い闘いの、また先輩の方々のご努力をはじめ皆さんのおかげだと思ふ。また、私の活動が学校を中心としたものであったので、このように教職員組合を中心とした取り組みとなったが、それ以前に長年の聞こえない人たちの手話通訳を求める運動、そして聞こえない人とともに生きようとする通訳者たちの運動の歴史の上に立っての全国的な要望があったということも忘れてはならない。職場の仲間である聴覚障害者が、ろうあ連盟の役員の立場で公務災害の認定を

求める現認証明書や意見書を書いてくださったことも、大きな力になっていると思う。

ここ数年で全国的にも手話通訳者の労災の認定は進んできているが、未だに公務災害での認定の壁は厚く、今回の認定がその壁を破るものになればと思ってい

る。私も3年半の間、病院と鍼灸療院で治療を続け、少しずつ回復してきている。これからも治療を続けながら、また頑張っ

ていきたいと思っている。
(広島労働安全衛生センター
ニュース95年8月号に寄せら
れた渡辺好江さんの報告)

地区勤労者健康管理推進協議会

大阪●連合大阪が労働者側委員の連絡会

連合大阪の労働安全衛生対策会議では7月27日、地区勤労者健康管理推進協議会の労働者側委員の初めての会合を持った。

地区勤労者健康管理協議会とは、大阪府労働部の施策で、地域を各保健所単位にわけ、それぞれ担当の労働事務所、保健所、労働基準監督署、市町村、医師会、労使団体の参加を求めて中小企業労働者の健康管理状況をレベルアップする各種事業を行うというもの。具体的には、調査、啓発の事業の他に、デモンストレーション的な検診事業、相談指導事業を掲げており、現在のところ既設と計画中を合わせ24か所の協議会がある。

しかし現実には、事業の実施状況には地域ごとにばらつきが多く、比較的活動がスムーズなところでも会合の実施程度の域をこえておらず、効果が見えるところまではきていない。

連合大阪では、今後同委員の連絡会を年に数回程度開催し、労働者側としての対策強化を図っていく予定である。また連合大阪は、他にも労災防止指導員や地域産業保健センターなど、中小零細事業場労働者の健康管理について、労働者側を代表した取り組みが求められており、さらに総合的な調整、政策提言などの努力が期待されている。

(関西労災職業病95年7・8月号)

脊損患者の死亡を逆転認定

大分●死亡原因の鑑定が決め手

溶接工だったKさんは、1975年9月に、大分県日出町の工場内で重さ500kgの鉄鋼造物の吊上げ作業中、吊り具が外れて製品が倒れ、その下敷となって罹災、頸髄損傷となった。Kさんは、このため、両上肢不全麻痺、体幹不全麻痺、両下肢完全麻痺、膀胱直腸障害、血圧不安定等の症状で、日常生活動作全介助状態で療養を続け、1977年4月からは傷病補償年金に以降、別府リハビリテーションセンターで療養を継続していた。

1991年5月23日にMRSA感染症を合併したため、積極的化学療法が必要によりT病院に転医、転院時に発見された胃潰瘍とMRSA感染症の治療経過は良好であったが、5月29日の夕方、突然の意識障害、いびき様の呼吸をするようになり、呼吸状態は次第に悪化。翌日の午前3時に呼吸停止、しばらくして死亡と診断された。

死亡診断書には「脳血管障害」と記載されたが、遺族が、頸髄損傷により17年間も寝たきりであったことが大きく関与したものととして大分労働基準監督署に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、同労基署は1992年9月29日付けで業務外として不支給決定を行った。

T病院の主治医は「死亡原因(脳血管障害)と頸髄損傷を直接結びつけるのは難しいと思われるが、頸髄損傷に伴う長期臥床が背景にあるために急激な変化をとったものと思われるし、早期チェック、早期対応が難しかったことは事実で、不幸な転帰をとった大きな原因と考える」という意見であ

ったが、大分労基署は、局医の「因果関係はなし」との意見をもとに決定を下した。遺族は、これを不服として、大分労災保険審査官に審査請求を行っていた。

大分労災保険審査官は、今年3月29日付けで、原処分を取り消し業務上と認定する決定を行った。

審査官は新たに2名の医師から鑑定意見を求めている。九州労災病院のT医師は「資料から推定して、頸髄損傷と脳血管障害との直接的な因果関係はないものと考えられるが、絶対的な断定と問われれば不明としか答えられない」との意見。一方、九州産業医大のY医師は次のような意見であった。

「頸椎・頸髄損傷の急性期であれば循環器障害を惹起し得るいくつかの可能性が考えられるが、頸髄損傷後17年間を経過した慢性期においては直接の因果関係は見だし難い。ただ、血小板増加(54万/mm³)が見られているので脊髄損傷の慢性期に併発した疾病から2次的に血小板が増加して脳血栓を引き起こす可能性を否定することはできないが、血小板増加だけをもって急性死亡をもたらすような重傷の脳梗塞を生じるとは考え難い。したがって、「脳血管障害と頸髄損傷には因果関係を見だし難い」と言うことになる。

しかし、診療記録を見ると、被災者の死因を「脳血管障害」と診断した根拠は極めて貧弱であり、死因を「脳血管障害」と断定したうえで原病(脊髄損傷)との因果関係を鑑定することには大きな矛盾がある。

…看護記録から死亡直前の経

過を見ると、死亡は5月26日から出現している意識混濁、錯乱を中心とした精神症状と28日から気付かたれている「いびき」様の呼吸に引き続いた一連の出来事と考えることができる。また、検査データから特に目立つのは高度の低ナトリウム血症(5月24日123mEq/L、27日100mEq/L)であり、これは他の検査データを考え合わせると水過剰を伴っていたと考えられる。精神症状は低ナトリウム血症の症状であり、いびき様の呼吸は浮腫による気道狭窄の症状とも考えられる。高度の低ナトリウム血症、水過剰が急速に進行すれば、循環不全、呼吸停止を招いて死亡することもあり得る。あるいは、いびき様の呼吸(気道狭窄の症状)だけを取り上げて、被害者のように頸髄損傷に伴う呼吸機能の低下のある人では、気道狭窄によって容易に呼吸困難に陥り死亡したと考えることも可能である。…

臨床経過から考えると、T病院転院後の治療中に生じた代謝異常が直接の死因であると説明する方が自然である。また、この代謝異常は頸髄損傷に起因する慢性期併発疾病の合併症(MRSA感染症、胃潰瘍)の治療過程における病変であり、死亡は頸髄損傷の慢性期併発症の治療中に生じたことと考えることができる。したがって、被災者の死因は原病である頸髄損傷との因果関係が成立すると結論した。

同医師は、また、「限られた診療録の記載と検査データから死亡原因を正確に診断することは困難であり、他に死因を求めるこ

とができるのかも知れない。ただ、ここで強調したいのは、臨床経過から死亡原因を論理的に説明し得るならば、死因を偶発的な病名(本件の場合脳血管障害)に求めるべきものではないという点である」と主張している。

審査官は、この鑑定意見を採用して原処分取り消し・業務上と認定したものである。

なお、労働省は、平成5年10月28日付け基発第616号「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」で、慢性期の併発疾病について、①脊髄損傷と併発疾病との間に因果関係が認められるもの、②因果関係が不明なもの、③因果関係が認められないものに区分して具体的に疾病名を列挙し(94年1月号参照)、MRSA感染症

については、平成5年10月29日付け基発第619号「C型肝炎、エイズ及びMRSA感染症に係る労災保険における取扱いについて」を示している(94年4月号参照)。

後者では、①労災患者が療養を行っている医療機関にMRSA感染患者がみられること、②感染症状が認められる部位からMRSAが検出されていること、③療養を行っている医療機関以外で感染したものでないこと、が認められれば業務上の疾病と取り扱われる。前者では、胃潰瘍は「②因果関係が不明なもの」に区分され、「個々の事案ごとに検討し、因果関係を判断すべき」とされている(急性期の脊髄損傷に併発した場合は業務上疾病として取り扱われる)。



は、1時間あたり39セント、全体の2.1%であるが、ブルーカラーの場合は、72セントで4.2%、ホワイトカラーは、24セントで1.1%。したがって建設、製造業での取り組みの必要性を物語る。自動車会社で莫大なコストがかかっていることは控え目に表現しながら、被災者がいわゆる「管理費用」の多くを食い潰していることをおおげさに表現している。

(UAW Newsletter Occupational Health & Safety No.4,1994)

■オハイオ州で、鉄鋼労働者が溶鉱炉に閉じ込められて死亡した。警察の調べでは、修理作業中に、ドアが閉まって、自動的にカギがかかって閉じ込められたもよう。(Associated Press, 9/21/1994)

■職場での殺人事件が非常に多い。強盗など外部からのものが多いと思われがちだが、実は同僚や、元労働者によるものも多い。あまりきちんとした統計はなく、米国立労働安全衛生研究所(NIOSH)は毎年700人が殺されていると言い、労働統計局(BLS)は1,000人以上と言う。法務省のデータでは、1987年から1992年にかけて、死傷者は100万人とのこと。病院、コンビニエンスストアではとくに多い。女性については死亡災害の第1位。防止は非常に難しく、ガイドラインなども作られているが、社会全体で暴力事件が起きないようにする必要がある。

■26歳の大工トーマス・ゴームレーさんが、1989年7月に労災にあって死亡した。エレベーターを

職場での殺人事件多発

海外短信●SAFER TIMES No.107
(PHILAPOSH, U.S.A.)

■アメリカのボイラー製造メーカーであるクレインツール社が、労働組合の安全専門家の視察を拒否した問題で、Administrative Law Judge(ALJ: 行政法裁判所?)は、会社が全国米労使関係法に反するとする判決を下した。クレインツール社では、1992年に重大事故があり、難聴、反復性疾患、化学物質などの危険物質を扱っている。

(AFL-CIO News, Oct.31,1994)

■AFSCMEが、「ロックアウト・

タッグアウト・トレーニング」について労働安全衛生局(OSHA)から、15万ドルの補助金を得た。「ロックアウト・タッグアウト」というのは、機械設備を修理したりするときに、きちんと停止させることである。過去10年間に少なくとも7人のAFSCMEのメンバーが、機械の稼働や感電が原因で死んでいる。(The AFSCME Leader, Oct.31,1994)

■労働統計局が、労災補償でかかるコストを発表した。全労働者で

覆っていた質の悪い足場板が壊れて、高層ビルから転落したものの。雇用主らの責任を問ひ、裁判が行われていたが、1994年10月、190万ドルを支払いを命じる判決が下された。

■米郵便当局(Postal Service)は、デュボン社が作ったセーフティ・トレーニング・プログラム(STOP)を、労働組合との話し合い抜きで導入しようとしていた。STOPを紹介するパンフによると、事故の96%は労働者の不注意

によるなどとし、労働者同士が互いを監視することで安全を図ろうというものだ。団体交渉で問題にしたが、当局は資料提出を拒否。組合は全国労使関係委員会(NLRB)に不当労働行為で申し立て。それ自体は却下されたが、実質的に勝利した。つまり当局の「管理職」向けのプログラムだから資料を提出しなくていいという主張を認めたもので、一般労働者に導入しようとしていた当局の目論見を阻んだ。



■アメリカ共和党が、EPAなどが提出していた環境安全衛生法案をつぶした。

■イギリスのメジャー首相とドイツのコール首相の肝入りで作られたアングロジャーマン規制緩和委員会がヨーロッパのVDU基準が科学的根拠もなく厳しすぎるとする報告書をまとめた。

■世界銀行は、発展途上国の労働組合が強くなるのが、経済発展のために必要であり、長期的に支援していく立場をとると述べている。

■NAFTAが、合衆国、メキシコ、カナダなどの労働法の格差をなくしていこうとの合意を図ろうとしたが、うまくいかなかった。

■スイスのバス労働者などを組織しているスイス鉄道労働組合が、長距離バス運転手の安全や労働条件のことなどをバスを使って宣伝活動。

■オーストラリアのビクトリア労働衛生局によると、ビクトリアで労災職業病によって失われた労働日数は、労働争議によるものの6倍にのぼる。

■IIF傘下のUNITED ROAD TRANSPORT UNIONが全英の運転手に対して調査したところ、54%の労働者が労働日数制限を越えさせようとする会社の圧力を感じているとのこと。スピード違反や、欠陥車に乗務させられることも多い。



インド珪肺「未亡人の村」

海外短信●Workers' Health International Newsletter No.43

■インドの珪肺症～未亡人の村
Mehhob Nager 地域のShadnagerの村で、1965年から1974年まで、石英の採掘が行われた。インドでも最も開発されていない地域で、村人約400人がそこで働いた。ところが、1974年にひとりの労働者が珪肺で亡くなり、健診を受けさせられたが、結果を知らされないまま突然会社(ANDHRA Pradesh Mineral Development Corporation)は閉山を決定。それ以来20年間に、275人が死亡し、150人が病床に就いている。この村では、35歳以上の男性がおらず、「未亡人の村」と言われている。

1991年にこのことを知ったSambaiahという若い活動家が村を訪れ、労働者を組織して裁判

を闘い、診療施設も作るようになっている。会社側はきちんと安全衛生管理してきた。記録がないなどと主張している。
* Society for Participatory Research in Asia (インド)からWHINに、このことについて積極的な行動を起こしてほしいと要請の手紙が来ておりそれも紹介されている。

■おかしな薬

カナダの北部オンタリオの鉱山労働者について2年間にわたる追跡調査が行われてきた。1943年から1979年の間に、職場の医師の指示で、珪肺予防のためにアルミニウムの粉を吸入していたことがわかった。珪肺に加えアルツハイマー病の多発が懸念されてる。

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階
TEL (03) 5232-0182/FAX (03) 5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL(011) 883-0330/FAX(011) 883-7261
- 東京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03) 3683-9765/FAX(03) 3683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(0423) 24-1024/FAX(0423) 24-1024
- 東京●三多摩労災職業病研究会
185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL(0423) 24-1922/FAX(0423) 25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045) 573-4289/FAX(045) 575-1948
- 新潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟県新潟市東堀通 2-481 TEL(025) 228-2127/FAX(025) 222-0914
- 静岡●清水地区労センター
424 清水市小芝町2-8 TEL(0543) 66-6888/FAX(0543) 66-6889
- 京都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条島町 3 TEL(075) 691-9981/FAX(075) 672-6467
- 京都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL(075) 691-6191/FAX(075) 691-6145
- 大阪●関西労働者安全センター
540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16, 601 TEL(06) 943-1527/FAX(06) 943-1528
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL(06) 488-9952/FAX(06) 488-2762
- 兵庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL(06) 488-9952/FAX(06) 488-2762
- 広島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL(082) 264-4110/FAX(082) 264-4110
- 鳥取●鳥取県労働安全衛生センター
680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857) 22-6110/FAX(0857) 37-0090
- 愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897) 34-0209/FAX(0897) 37-1467
- 高知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL(0888) 45-3953/FAX(0888) 45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック内 TEL(096) 360-1991/FAX(096) 368-6177
- 大分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL(0975) 37-7991/FAX(0975) 34-8671
- 宮崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 H向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982) 53-9400/FAX(0982) 53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03) 3239-9470/FAX(03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL(0245) 23-3586/FAX(0245) 23-3587
- 山口●山口県安全センター
754 山口県小郡郵便局私書箱 44号